

# 令和5年 第17回総務経済常任委員会会議録

令和5年12月13日 議員控室

## ○事 件

所管課報告事項

- (1) 基金の運用について（会計課）
- (2) 令和5年度新幹線建設関連町道路面改修工事受託事業の進捗について（建設課）
- (3) 重要土地等調査法に基づく区域の指定について（総務課）
- (4) 八雲町熊石地域移住体験施設等の設置及び管理に関する条例について（地域振興課・住民サービス課）
- (5) 鉛川観光施設関連について（商工観光労政課）

## ○出席委員（8名）

委員長	安藤辰行君	副委員長	牧野仁君
	横田喜世志君		大久保建一君
	関口正博君		宮本雅晴君
	倉地清子君		三澤公雄君

## ○欠席委員（0名）

## ○出席委員外議員（5名）

議長	千葉隆君	副議長	黒島竹満君
	佐藤智子君		赤井睦美君
	齊藤實君		

## ○出席説明員（11名）

会計管理者	阿部雄一君	建設課長	藤田好彦君
建設課長補佐	池田裕史君	土木係長	小中将司君
総務課長	竹内友身君	総務係長	手塚秀峰君
地域振興課長	野口義人君	地域振興課長補佐	佐々木直樹君
住民サービス課長	北川正敏君	商工観光労政課長	井口貴光君
商工観光労政課長補佐	南川隆雄君		

## ○出席事務局職員

事務局長	三澤聡君	事務局次長	成田真介君
------	------	-------	-------

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） 時間ですので始めたいと思います。

それでは総務経済常任委員会を開会いたします。委員長挨拶は割愛させていただきます。

◎ 所管課報告事項

【会計課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 早速所管課報告事項に入りたいと思います。

1の基金の運用について会計課からご説明をよろしくお願ひいたします。

○会計管理者（阿部雄一君） 委員長、会計管理者。

○委員長（安藤辰行君） 会計管理者。

○会計管理者（阿部雄一君） それでは基金の運用についてご報告させていただきます。基金の管理運用については、安全・確実かつ有利に行うため、町内各金融機関への預金を基本としておりますが、令和2年度より北海道債を購入し、有利な運用をしていました。今年度におきましても、今月末の12月27日に発行される北海道債の10年債を5億円購入する予定ですので、ご報告いたします。

今後も引き続き確実な基金の管理、運用に努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上簡単ではありますが、基金の運用についての説明を終わります。

○委員長（安藤辰行君） 何か質問はありませんか。

よろしいですね、ありがとうございました。

【会計課職員退室】

【建設課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは2番の報告事項に入りたいと思います。

令和5年度新幹線建設関連町道路路面改修工事受託事業の進捗について建設課から、ご報告よろしくお願ひいたします。

○建設課長（藤田好彦君） 委員長、建設課長。

○委員長（安藤辰行君） 建設課長。

○建設課長（藤田好彦君） それでは、建設課の報告事項となりますが、令和5年度新幹線建設関連町道路路面改修工事受託事業の進捗についてということで、ご説明いたします。

本事業に関しましては、まず、後ろのほうの別紙位置図を見ていただきたいのですが、図の中の黒塗りの点線部分が本事業を実施している、町道咲来線となっております、全体の計画区間は7,025mで、昨年度は、図の右側の白の太い実線で表示している、道道八雲北檜山線から873mを実施しております、今年度については、図の中央付近になりますが、黒点線の町道咲来線と白点線の町道富咲2号線の交差点から、図の右上側の新幹線関連工事の土砂搬入箇所富咲Cまでの3,905mの区間で、令和5年度第2回定例会にて議決をいただき実施しているものであります。

それでは、説明資料の1になりますが、(1) 令和5年度発注工事の概要ですが、①の町道咲来線道路改良工事と②の町道咲来線道路舗装工事の改良工事と舗装工事の2つの工事に分けて実施しております。

工事概要については、工事延長がそれぞれ3,905mで、契約金額は①の改良工事で1億3,024万円、②の舗装工事で1億3,255万円となっており、工期はそれぞれ令和6年の1月10日となっております。請負業者は①の改良工事が株式会社河井工業、②の舗装工事がツバメ工業株式会社となっております。

次に(2)の工事の現在までの進捗状況であります。①の改良工事で約90%、②の舗装工事で約50%ということでありまして、どうしても改良工事の下地が整わないと舗装の施工ができないため、舗装工事の方は進捗が上がらない状況となっております。積雪もあり工期も迫っておりますが、現在も鋭意工事を実施している状況となっております。

その工事の進捗が上がらずに遅延している理由としましては、(3)になりますが、本工事区間に関しては1本道となっております。中間に接続される道路や迂回路などがなく、道路の幅員が3mから4mの砂利道路となっております。大型車が1台通行できる程度で、乗用車両のすれ違いも難しい狭い道路となっております。

そして、本路線の沿線や先線には農地や林地、送電線などのインフラ施設がありまして、それら関係者の諸活動、農業者だったら牧草収穫・肥料撒き、あと林業者なら造林・造材作業、電力関係者なら電力関係の保守・点検作業などのあらゆる作業が入っていたため、完全に通行止めをして工事を優先させるということが難しいということが当初から想定されていたため、待避所などを設置しながら効率的な作業の実施をすると計画しておりましたが、なかなか車両の往来が予想以上に多かったということで、作業の一時的な休止、施工工程の変更が余儀なくされたということで、進捗低下の主な要因となっております。

また、本工事区間へ向かう道路は、新幹線関連工事の土砂搬入箇所、富咲Bへの土砂運搬も併せて行われていて、車両の混雑に加えて大型車両の通行量が多いために、道路の損傷が激しくなっております。常時、鉄道・運輸機構のほうで補修を行っている状況となっております。工事で使用する主要資材の砂利や舗装合材などの搬入が遅延するなどの進捗を妨げる一因となっている状況でありました。

そして、(4)の今後の対応としては、改良工事については、なんとかかなりそうではあります。舗装工事に関しましては、例年、これからはある程度の降雪が見込まれるため、工期内の完成はちょっと難しいものと考えておりまして、鉄道・運輸機構と協議しておりまして、来年度早々より土砂搬入地である富咲Cの準備を進めていきたいとのことでありまして、早期の完成を要求されております。

そのため、まずは今年度、令和6年3月末まで工期を延長させていただいて、可能な限り完成を目指す努力をするということで、この場合に年度末時点で完成とならなかった場合は、今年度分の精算を行って、残工事分については新年度早々に工事に再着手するというところで、次年度に繰越すこととして、令和5年の第1回定例会にて繰越措置をさせていただくと考えております。

以上で令和5年度新幹線建設関連町道路路面改修工事受託事業の進捗についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（安藤辰行君） 今説明いただきましたが、質問・ご意見ありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） ないようですのでこれで終わります。ありがとうございます。

【建設課職員退室】

【総務課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは三つ目の重要土地等調査法に基づく区域の指定について総務課からご報告お願いいたします。

○総務課長（竹内友身君） 委員長、総務課長。

○委員長（安藤辰行君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） それでは、重要土地等調査法に基づく区域の指定について、今朝道新の道南版にも掲載されておりましたが、内閣府所管の重要土地等調査法に基づき、八雲分屯基地の敷地の周囲おおむね1,000mが特別注視区域と指定されたので、指定区域・必要事項などについてご説明させていただきたいと思います。総務係長から説明いたします。

○総務係長（手塚秀峰君） 委員長、総務係長。

○委員長（安藤辰行君） 係長。

○総務係長（手塚秀峰君） それでは、私のほうから、重要土地等調査法に基づく区域の指定について、お手元の資料により説明いたします。

まず、大変申し訳ありませんが、資料4ページの区域図なんですけど、本日お配りいたしました区域図との差し替えをお願いいたします。縦のほうの資料です。この資料と4ページの区域図。こっちの資料の区域図は、当初、国の案として示されたものを添付しておりましたが、今日お配りした縦の区域図は、12月11日に国のほうで告示した最終的な図面となっております。わかりづらいんですが、内浦町のところ、ちょっと違うんですね。

それでは、1ページ目をお開き願います。重要土地等調査法の概要について記載しております。この法律は、安全保障上、重要な施設の周辺や国境、離島等を注視区域または特別注視区域として定め、重要施設の機能を阻害するような行為が認められた場合には、その利用を防止することを目的としております。所轄は内閣府ということになります。

重要施設とは、自衛隊基地などの防衛関係や海上保安庁の施設、原子力関係施設や空港などの重要インフラとされておりまして、その敷地の周囲おおむね1,000mの範囲となります。

この注視区域に指定されますと、①から③に記載のとおり、国が区域内にある土地等の利用状況を調査します。調査の結果、機能を阻害するような行為が認められる場合は、利用中止の勧告や命令を行うことができるということになります。また、必要がある場合は、国による土地等の買取りができることとなっております。

次に、重要施設のうち、その機能が特に重要なものである場合には、特定重要施設として、特別注視区域に指定されます。

八雲分屯基地は、防空機能を有するため、この特定重要施設となり、基地の敷地の周囲おおむね1,000mが特別注視区域に指定されました。

この特別注視区域は、先ほど説明しました①から③の条件に加えて、土地等の所有権移転等に際して、事前の届出が義務付けられます。届出については、土地等の取引が 200 m<sup>2</sup>以上、坪数で約 60.5 坪以上が対象となっております。

続いて、2 ページ目の左側、調査の欄になります。調査の対象は、土地及び建物の所有者、賃借人等で、調査事項としては、所有者等の氏名や住所、国籍などのほか、その利用状況となっております。また、調査の手法につきましては、現地、現況調査や不動産登記簿、住民基本台帳などの公簿収集によることとなっております。事前届出は、氏名、住所、国籍、利用目的などを届出する必要があります。利用規制につきましては、調査の結果、重要施設等の機能を阻害するという行為が認められるという場合には、利用中止の勧告や命令を行うということになります。

3 ページ目をお開き願います。区域指定の基本的な考え方について記載しております。

右上の図になりますが、重要施設の敷地からの距離が 1,000m に近い外縁となるように設定されております。次に、下の左側の図です。土地所有者等に対して、区域の外縁をわかりやすく示すため、原則として、道路や河川などに沿うように設定されております。中央の図です。市街地以外においては、原則として点と点を結んだ直線で外縁が設定されております。最後に、右側の図ですが、現在ある建物を分断しないように外縁が設定されております。これらの基本的な考え方に沿って、本日お配りした区域図が作成されております。

5 ページ目をお開き願います。5 ページ目は住民への周知や広報に活用いただきたい媒体として国から要望されている資料を添付しております。八雲町としては 1 月号の広報でお知らせするほか、町のホームページにも掲載する予定となっております。

6 ページは、重要土地等調査法に関する問い合わせ先を添付しております。基本的に内閣府で対応することとなります。新聞報道でもありましたように、このたびの特別注視区域の指定につきましては、来年 1 月 15 日から施行されることとなっております。

以上簡単ではございますが、重要土地等調査法に基づく区域の指定についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） 今、報告いただきましたが、ご意見・ご質問ありませんか。

（「なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） これで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

#### 【総務課職員退室】

#### 【地域振興課職員・住民サービス課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは四番目に入りたいと思います。

八雲町熊石地域移住体験施設等の設置および管理に関する条例について、地域振興課、住民サービス課、報告をお願いいたします。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今回の定例会のほうに上程しましたが撤回、取り下げした議案の中から、あらためて移住体験施設等の設置条例について提案説明したいと思います。補佐のほうから説明しますので、よろしく願いいたします。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） 委員長、地域振興課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長補佐。

○地域振興課長補佐（佐々木直樹君） それでは、資料1の1ページをご覧ください。本件の制定趣旨につきましては、11月下旬によりやく北海道教育委員会より売買金額の提示を受けまして、取得する旧熊石高校公宅のうちの1棟4戸2階建て面積312.48㎡の建物と、既に所有権移が完了し取得済みの旧すまいる熊石の建物を令和6年度から供用開始することに伴い条例を制定するものです。内容については9月に一度説明させていただきましたので、今回は変更点などを中心にご説明いたします。

趣旨、設置目的、定義、名称及び位置について、第1条から第4条で規定しております。次に、使用の要件・許可・使用制限等について、第5条から2ページの第8条で規定しております。

使用要件の概要として、移住体験施設等を使用できる者は、観光などの一時的な目的でなく、熊石地域への移住希望者であることなどが条件となります。但し、異世代シェアハウスは移住者に限定しないことから、町内に住所がある方で、自立して生活ができる方であれば使用可能としております。また、第7条第1項第4号の輪を乱す恐れという文書のところですが、総務経済常任委員会でいただいた意見を汲み取り追加した条文中でございます。

続きまして、使用の期間、使用料等について、第9条から第11条で規定しております。第9条の使用期間及び第10条の使用料は4ページの別表第2と別表第3で明記しておりますが、熊石地域内の温泉ホテル、旅館、民宿などの利用者と競合しないことを基本に、1泊や2泊などの1週間未満での観光客や釣り客などが宿泊対象外になる枠組みで設定したものでございます。

また、使用料は別表第3で整理しており、くまこう館は、世帯単位での使用を想定していることから、5月から10月までの夏期間と11月から4月までの冬期間を区分しており、あゆかわ館と異世代シェアハウスについては、部屋数や大きさの違い等で区分が複雑になることや共有部分の取り扱いなどから、通年を通して同額で設定するものでございます。

なお、あゆかわ館1階の交流スペースは、旧施設では集会室となっておりましたので、今後は関係人口創出の各種イベントや町民との交流などでの集客場所として1日単位で追加で設定しております。

続きまして、指定管理業務関連については、指定管理業務関連については、第17条から第18条で規定しております。移住体験施設等の管理は指定管理者に行わせることができること、更に使用料の額を超えない範囲で町長の承認を得て利用料金を定められることとしております。最後に、規則委任について、第19条で規定しております。

以上、八雲町熊石地域移住体験施設等の設置及び管理に関する条例案の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） 今ご報告いただきましたが、ご意見ご質問はございませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） どうなんだろう、条例の中身でこうしたいあぁしたいというのはいいんだけど、一番最初に目についたのは使用料の設定額というのが、要は自分的にはちょっとお高いような気がして、そうするとやっぱり使ってくれる人が制限されるというか、というふうに思ってたんですが、その辺の設定の経緯もあるんでしょうけれども、お聞きしたいと思います。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 9月の常任委員会で一度、使用料の設定の基準ということで近隣の、熊石は渡島の枠ですが、檜山のほうの厚沢部と乙部とせたな町の類似施設を参考にしながら設定した中なので、高くもなく安くもなくという範疇の中で設定させていただきました。

あくまでも条例で制定するというのはあくまでも上限の額となっておりますので、万が一、指定管理者のほうに事業をお願いした中で指定管理者のほうで、たとえばお客さん呼び込める範疇で町長に事前に相談のうえ、以下であれば料金の見直しや設定も柔軟にできるという要素もございますので、できればあくまでもこれは役場単価となっておりますが、本来、受け入れにあたっては指定管理者のほうである程度収入と支出のバランスを見た中で柔軟に料金設定ができるのかなと思っておりますので、高いとは考えておりません。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 今の話はこれ11条の話ってこと。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 利用料金は第18条の第2項のほうで、指定管理の施設の利用料金については、第18条の1項のほうに分かれております。第1条に規定する使用料の額を超えないものとし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるとなっておりますので、条例の中でたとえば安い金額を設定して、そのまま高くするのに条例改正とかって手続きがない中で、一応、上限値ということで設定させていただいて、柔軟に下げる部分については事前に町長の協議を得て金額設定ができるという条例の条文となっております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） これは設置及び管理に関する条例なんだけれども、保育園留学とセットの考え方なんですよ。僕はまだ見に行っていないけれども、そっちの施設とかは。相当施設の状態も良いような話が聞こえてきてるし、この使われるこの三つの施設がどこまで改修するんだったっけ。レベルというか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 我々今現在考えているのは、旧熊石高校の公宅、先ほど説明にもあったように、今、財産取得はできませんでしたが、2階建ての1棟4戸について取

得したものをお試し住宅ということで、できればそれは世帯向けの住宅として保育園留学に来る家族を受け入れする施設にしたいと思っております。そちらのほうはほぼほぼ回収しなくても受け入れができるという状態になっておりますので、最低限必要な物は来てすぐ生活できるような体制となりますので、備品の関係、手ぶらで来て生活ができる、最低限の備品だけを補助金を出して6年度整備したいと思っておりますので、改修はそこに限っては今のところ考えていません。

すまいる熊石のほう、既存の施設を活用するというので、1階のほうが9部屋あって風呂施設もありますが、風呂は今の段階では取り外しして、先般、落部の消防さんのほうでシャワールームを設置していますので、できれば今の時代に合わせたかたちで、シャワールームのほうを1階と2階に整備するという部分と、あと洗濯機の関係とかそういう部分の改修だけなので、建物も大きな改修も今のところは全然考えてないので、備品を含めて機械器具の設備周りの部分だけの改修ということで今1,800万円くらいになるのかなと思っておりますが、一応、実施設計を組んだ中で工事費に繋げていきたいと思っております。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） そもそもスタートが、目的がはっきりしないシェアハウスや移住体験だったのが、保育園留学というターゲットが決まった中にも、これ組み込んできたから、来てくれる方々の、利用してくれる客層と、この建物のあり方にずれが生じてきてるんじゃないかというのが心配されていることなんだけれども、それ見込あるの。大丈夫。保育園留学できた人達が、この施設も十分使ってもらえるだろうって、使って満足してもらえるだろうって自信があって出されてることなの。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） あくまでも保育園留学で来る世帯に限っては、すまいる熊石のほうではなくて、旧熊石高校の公宅で今現在、近場の住宅については教職員も入居して生活しているということもありますし、熊石の中で物件的には新しい施設なので、確かに厚沢部の1棟1戸建ての建物に比べたら、その辺での差異は出てくると思いますが、熊石の中では世帯向けとして提供できる施設としては問題はないと思っております。

すまいる熊石の部分はあくまでも一人の部分での受け入れや、そういう部分なので、保育園留学に絡まない部分での活用で利用していただく構想で動いています。

○委員（三澤公雄君） 感覚がずれているということがわかりました。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 第10条の3番目の使用料についての説明書きがある中で、飲食費と寝具類、その他日常生活ってありますが、寝具類というのは手ぶらで来たらできるというようになっているというから、あるものを使うという布団があるんですか。敷布団とか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 今回、備品のほうは確実に整備しないといけないとなっていますので、一応、寝具セットは私どものほうで用意するかたちで予算付けしたいなと思っています。

○委員外議員（赤井睦美君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 赤井さん。

○委員外議員（赤井睦美君） 2ページが一番上に異世代シェアハウスって書いてるんですけども、異世代シェアハウスの意味をもう一度説明していただいていいですか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 異世代というネーミングですから、私どものターゲットは若い方を限定にしようっていう考えもあったんですが、要は他所から人を呼び込むって関係人口の増加を狙って若い人だけと思ったんですが、熊石で生活している高齢者の一人暮らしの家屋に住んでいる方々が相当不安とかあるということだったんで、できればそういう方も2階のほうの20室の中には何部屋かそういう方々も居住できるスペースを確保して、少しでも若い人という意味合いもあって、異世代ということで成人であればどなたでも八雲町に住所があれば利用できるということで異世代ということです。

○委員外議員（赤井睦美君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 赤井さん。

○委員外議員（赤井睦美君） であれば、高齢者も入れるなら私シャワーなんて、こんな冬にシャワーだけだったら高齢者は可哀想だと思います。若者だけだったら耐えられるし車もあるから近くの温泉に行けばいいけれども、高齢者も入れてシェアハウスでシャワーしかありませんというのはあまりにも酷で、しかも何人くらい高齢者の方が入居すると予想ではどれくらい予想していますか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 実際、熊石地域でアンケートを取るまでにはまだ至ってないので、予想はついていないです、正直。ただそういう声も確実に複数届いていますので、そういう部分は最低限、何部屋となるかは言えませんが、確保できるのかなと思っています。

あとシャワールームの関係ですが、どうしても赤井議員さんもおっしゃったように、熊石ひらたない荘についても見市温泉についてもちょうど鮎川の施設からなら、ある程度車でも時間がかからないで行けるのかなと思っていますので、一応、指定管理者がもし決まったら、たとえばこの日はひらたない荘とか、この日は見市温泉とか、あくまでも施設の中ではシャワーに留めておいて、そういう温泉も利活用できる仕組みで温泉も活用させたいと思っています。

○委員外議員（赤井睦美君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 赤井さん。

○委員外議員（赤井睦美君） 指定管理者の方が住んでいる方たちを温泉まで送迎するというのも予想している。それで指定管理者ってここでしたか。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

- 委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。
- 地域振興課長（野口義人君） 一応、町内の団体に限って公募する予定ということです。
- 委員外議員（赤井睦美君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 赤井さん。
- 委員外議員（赤井睦美君） 前の計画を見たときに稼働率を見たら、そんなにそんなに高くなかったと思うんだけど、その稼働率でもやっぱり今想定されている高齢者の方を入れても、あの稼働率でこれからもやっていくということですか。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。
- 委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 稼働率なんですけど、今、異世代シェアハウスの上に20室あるものですから、20室全部埋めようと思うと、なかなか難しいのかなというふうに考えていまして、それで一応、半分くらいで埋まっても、半分くらい埋めると収支のバランスが良くなると。ほかにも下の1階部分のゲストハウスみたいなものもありますし、あゆかわ館の保育園留学の部分の収益もありますので、トータルで見たらシェアハウスの部分はマックスで半分以上、5、6割入っているとその部分に係る経費がちょんちょんになるくらいで計算をしております。
- 委員外議員（赤井睦美君） ごめんなさい、あゆかわ館って熊石高校の住宅。その収益もそこに入るんですか。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。
- 委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 熊高の今の部分と、旧すまいるの部分と合わせて今この条例制定しておりますので、その指定管理者にはトータルでこの施設の管理をしてもらうって仕組み。
- 委員（大久保健一君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 大久保さん。
- 委員（大久保健一君） さっきの説明で言ったら、くまこう館って4戸が保育園留学のターゲットなの。この移住体験施設あゆかわ館って9室、これがどういうターゲットなんでしたっけ。これも保育園。
- 住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。
- 委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。
- 住民サービス課長（北川正敏君） くまいし館のほうは保育園留学や家族単位で長期間来られるような方をターゲットに。それであゆかわ館っていうのが旧すまいるの1階部分にあって、そこに9部屋あるので、それをゲストハウスのようにシングルみたいな部屋だとか、一部屋大きい部屋には2段ベット二つ入れて4人は入れるとか、あくまでもゲストハウスですね。若い人達が旅行するのに、僕は考えられないんですが、若い人だと同じ部屋に他人と一緒に部屋に入っても楽しいという人もいますので、そういう人達をターゲットにしたもので、それでそのすまいるの2階を異世代シェアハウスとして外からの人だけではなくて、町内の人も含めて住めるようにするということになります。
- 委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 異世代シェアハウス 20 部屋というのは2階なんだ。

その移住体験施設あゆかわ館っていう、それは需要があつてこの9部屋なのか、それとも埋める算段が今のところあるのか、それとも指定管理者が考えるものなのか、その辺はどうなんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 確実にということは言えないと思うんですけども、今年度も熊石の夏の根崎神社の祭りに行くときに、手伝いの人達を募集して、日帰りでもらって、山車の運行や手伝ってもらってたんですが、その人たちの中にはやっぱり子どもも連れてきて太鼓叩きさせたりだとか、そういう需要もあるらしくて、そうなったときにシェアハウスやくまこう館、保育園留学とっていますが、空いていたらそういう家族が一週間や10日入ってもらって太鼓の練習したり、お祭りを最後まで1日だけやるのではなくて、二日間、三日間、地域の人と一緒にやっていくということが組めるのかなというふうに考えております。

あと、あゆかわ館のほうですが、ワーケーションといいましてベンチャー企業といいますか、その若い人達が熊石を一度訪れて、熊石の地域もあつて何にもないところが素敵だねみたいなことで、それでテレワークやネット回線があつたら、そういう施設があつたらそこで仕事しながら東京の会社とやりとりしながらだとかができるって話をして、そういうものがぜひあつたらいいねって話もされているので、まったくゼロではないのかなって考えていました。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 保育園留学のほうはキッチンハイクだかつて会社と今進めようとしてるんだよね、そのワーケーションの紹介するとか仲介に入る会社ともそういう話はしてるんですか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） ワケーションに関してはキッチンハイクみたいな会社とはまだ全然話をしていないといいますか、つてがないかたちですよ。なんです、今年来てくれたベンチャー企業の人達も、自分たちもベンチャーなのでいろんな会社と付き合いがあると思うんですね。だからそういう人達にもPRしてもらいながら口コミで広げてもらったり、あとはそういうワーケーションツアーみたいな業者もあると思いますので、そういうところと連携できるなら連携していくのも良いのかなというふうには考えています。

○委員（大久保健一君） 今のところ話はしていないんだ。

○住民サービス課長（北川正敏君） そうです。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。ないようですね。

それではみなさん、このすまいるの件に関して委員会として今回で終わりにするのか、これからも伺い立てて話を聞くとかって方向になるのか、その辺ちょっと委員会としても方針を決めたいと思いますので、今回でよろしいですか。

○委員（三澤公雄君） 午前中の文厚を傍聴してただけけれども、保育園留学に関しての準備の仕方がまだ足りないという委員が発言をしていたのを聞いていて、それに答えるかたちで、もっと準備してくるといふ答弁をされていましてから、我々の課のほうも、その答えをしっかりと持って行かないと。文厚はあとから保育園の管轄なのに報告がなかったということとあとから聞いている委員会だけれども、僕たちのほうも足りなかった部分、同じような感覚で思っていたわけだから、引き続きもらっていないとダメなんじゃないかなって。

○委員長（安藤辰行君） すまいるの施設の件。

○委員（三澤公雄君） だけど熊石の関係人口拡大とか交流人口拡大って提案で僕らに先に来てたんでしょ。セットでしょこれ。このお話はさ。

○委員長（安藤辰行君） すまいるの施設に関しては、これはこれでいいとしても。

○議長（千葉 隆君） すまいるの、たとえばシェアハウスのことでも、誰から聞いたのかわからないけれども、そういう高齢者の声があることを聞いた。だけれどもアンケートも取ってないよっていうことはリサーチしていないんだよね、利用者の。それから移住体験の部分も、1回来た一人なのか企業なのかから聞いて、そういうものはこれから口コミでやりますとか、だからその40%とか50%だとかの稼働率、なんで40%にしてるとか50%にしているのかというのが見えてこないから、みんな心配していると思うんだよね。

だからたとえばすまいるの2階は元々高齢者の下宿だったただけけれども、そこは下宿だから食べ物も職のサービスも、たとえばの話あるけれども、それだって7割くらいしか入らなくて、その7割に満たすまで4～5年かかっているんだよね、実際。だからそういうサービスが多いにもかかわらず4～5年かかっているから、今度、サービスないのに人が集まるのかって不安、あるいは移住者の部分も結局、高校の住宅の部分には募集かけるキッチハイクが付きますと言ったけれども、移住者のところには、大久保議員さんがいうように、まだどこも専門業者もつかないというから、これから検討しますって言うてるから、まだ検討中な状況かなって印象を受ける。

○委員長（安藤辰行君） もう少し継続して。

○議長（千葉 隆君） もう少しある程度、何回も言うけれども、総合病院だって2年で破綻してるの計画。だからある程度、計画が5年10年続くような実績を担保できるようなデータとか、そういう部分しないと、まさにどこの業者が公募で来るかわからないから、またそこもまた難しいところがあるんですね。要するに未経験の人達が未経験の分野に事業をやるのか、専門業者がそこでプロポーザルで応募するのかってことも、だから本当にプロポーザルがいいのかってこともあるだろうし、だからみんな不安なんじゃないかなって思うんだ。だからきっと何人かみんな質問してると思うんだよね。どうなんだろう。それとも今で良いのか。

○委員長（安藤辰行君） どうですか皆さん。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 午前中、文厚で保育園留学のほうの計画、改めて議員のいろんな議員さんからも意見が出て、それが固まって今まで受けた説明よりも当然、関連性は出てきている話だし、事業全体が見えてきている部分には来てると思うんです。ですので、その保育園留学のほうの、ただまだ詰めなきやならないというのは当然あるというのは、午前中で指摘されていた部分もあるので、その辺がしっかりと精査済んだ段階においては、自分は、同時にこれもだろうけれども、良いんじゃないかなというふうには今の段階では思っています。今までよりだいぶ前進したって感覚は持っています。

だからまず保育園留学をしっかりと計画として固めて、そしたら当然くまこう館4戸は、まずはしっかりと紐づけられることになりますので、あとちょっと異世代シェアハウスは僕も初めて聞いたので、自分なりにいろいろ調べてみないとならない部分があるんだけど、これからの時代にこういうものは、もしかしたらものすごく先進的なものかどうなのか、これまだちょっと調べてからじゃないと何とも言えませんから。

あとシェアハウスとかっていうのは赤井さんも一般質問で出していましたが、いろいろな方々の知見があると思うので、これは当然いろんな方々の意見をいただきながら、きっとまとめていいものになっていく可能性もあると思いますから、僕はその保育園留学があくまでも核として進んでいくとするならば、早い段階でいいんじゃないかなって気はしていますが、その計画をもうちょっとしっかりと見せていただきたいと思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 指定管理者を受けるのってどうするんだっけ。公募するんだっけ。それともう決まってるからそこ。

○地域振興課長（野口義人君） 本当はそこにやらせたいって気持ちはあったんですけども。育成していたので。ただそうはいかないみたいな雰囲気だったので、町内に限って公募したいと。

○委員（大久保健一君） そしたら多分、それ当初から言っていた団体とかにやらせたいってことだと思うんだ。そっちの事業計画とかのほうもすごく大事だと思うんだ。条例制定も大事だし、一番怖いのは木蓮みたいに若いやる気を出した人達が、うまくいかなくなって腐ってしまうとか、それが一番嫌だから、そういう人達がうまく乗って行けるような事業計画を一番きちんと作っていくのが、条例と並行してやっていかないとないというか、むしろ本当はそっちが先だと思うんだ、そっちのほうをすごく見たいさ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 10月11月に出した資料の中に一応、収支の計画だとかいろいろ出したんですが、その計画作る下の部分といいますか、そこでさっき言っていた稼働率の話だとか、何人くらいが現実的なのかって、何人くらい呼び込めそうなのかって話を詰めながらマックス40 あったら今の条例で制定している宿泊料が上限なら、それを若干下げても稼働率40%なら町から指定管理料をもらわなくてもできるよねって試算を積み重ねてきた。

あとさっき言っていたそういうコンテンツ、どこから人連れてくるかだとか、そういう事業計画が欲しいということですか。

○委員（大久保建一君） そういうのも合わせて資金計画は見せてもらったしあれなんだけれども、もうちょっと細やかな具体的な計画を作っていないと、多分、若い人達も最終的に困るんじゃないかって心配がすごくある。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 僕らも今の若い人達と一緒に考えていきたいといいますが、考えてきてるんですが、これを前々回くらの委員会で、公募しないと駄目みたいな話だとか、そういう熊石の若い人達だけに任せていいのかって議論もあったので、それであれば公募しますというふうにしたんですよ。そすると若い人達も今、一生懸命考えていますが、当然、応募するとは言っていますが、一応、応募する立場なので、それと僕らは役場で応募を受ける立場といいますが、指定管理を受ける立場でもありますので、その辺のやり取りが今、非常に難しく思っていて、いろいろ考えていると。

○議長（千葉 隆君） 大久保議員さんが言っているのは、そういうこともあるけれども、収益事業をやる法人が応募するわけですよ。だから収益事業をやる法人の事業計画があるんですかってことを聞いてるんです。だから人格権のない人達と話をしたって駄目だから、人格権があるところが応募するわけでしょ。だから人格権あるところはちゃんと定款もあったり事業計画も作ったり、その事業計画の一つに今、応募する事業があるのか、それが一辺倒なのか、そのほかに将来違う事業もやるとか法人格を持って行ったらあるわけでしょ。そういうところがその法人格を持っているところの事業がどういう事業形態の企業なのか団体なのかが見えないから、余計心配だつて。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 今、若い人達がそう言われているので法人格を作ってやろうかっていうふうに責任をしっかりと取るというか負うためにも、任意団体だと責任が曖昧になるということをや若い人達から言ってくれた。であれば自分たちで法人を作って自分たちが運営したいということで、僕らも一緒に熊石の今、衰退していつている地域を何とかしたいという思いと合致しているのでやらせてあげたいと思ったんですが、それだと1社決めつけでやっているのかって話をされて、それであれば公募にしますと。公募にしますが、今、法人の中身を見せろと言われても、公募するんで、今、熊石も1社だけならいいんですが、ほかにももしかしてやりたいというところが出てきたときに、それを。

○議長（千葉 隆君） ないというからさ。だって今、実態がないんですよ、法人がないんですよ。だから法人がなくて人格権もないのに、だから責任あるふうにやりたいと言ってるけれども、今、責任帯ができてないの。

○住民サービス課長（北川正敏君） 作ろうとしています。

○議長（千葉 隆君） 取ろうとしているのはいいんだけど、取ろうとしてないのに、なぜそこで責任が持てるって言えるのかなと思うんだよね。まずはさ、そこら辺しっかり設立して、きちんとしたものができた段階から順番で手続きしていくのが普通じゃないの。だって

今日、明日公募したら、その人たちまた登記もしてないんだから応募できないんだよ。来年度からこれでいけば事業実施したい、そしたら3か月くらい前には公募する、3か月くらい前に公募してやらないと準備期間が必要でしょ、普通は。普通、公募して確定しました企業が、そしたら来月からやりますってなるかい。できれば4月には事業を実施したいって言うなら。だからやっぱりあとになるはずなんだわ。あまりにも短期間の間にやろうとしているということに、無理がないんだろうかと思うんだよね。だってまだ法人化にもなってないんだよ。だからそういうふうには焦らせて圧かけてるのと同じになっちゃうから、余裕もってやらせたほうがいいんじゃないの。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） そもそもその若い人達が、熊石の関係人口を増やすために頑張ろうというのが大前提で、それで任意団体だったら責任のある団体じゃないよねということで法人化しようって話になっています。そもそもの事業展開が今やろうとしているその保育園留学もそうですが、関係人口増やすことをやって熊石地域の活性化を図っていこうっていう組織を作ろうとしているんですね。それでうちのほうで今いろんな資料を出して、条例案も出して進めたいんですが、なかなか今まだ足りないだとか、ここ問題がある、課題があると言われて、それを今、クリアしようとして我々説明しに来ていますから、会社作ったところで、会社はもう今年の9月に当初設立しようって話をされていたんですが、まだこっちの事業が議会もまだもうちょっとかかるのでということで待ってもらっている状態なんですね。それが良いのか悪いのかはわかりませんが、僕らは議会の理解も得た中で進めて行きたいので、今、会社を作って仮に議会側がそんなの駄目だって話になったときに、せっかく作った会社が中途半端なかたちになっちゃうと思いますから、その辺のバランスを見ながら会社をどうするかって話をしているところです。

○委員外議員（赤井睦美君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 赤井さん。

○委員外議員（赤井睦美君） 今のお話は逆だと思うんですね。本当に関係人口、交流人口を拡大したいと思ったらまずは自分たちでチーム作って法人化してできることを始める、そしてやってみて、そうだとすまいる借りれるならすまいる借りたいって手を上げるのが普通で、すまいる借りれるかまだわからないから法人化できないというのは、すまいるなかったら何もできないということですよね。それはおかしいと思います。本当に実際、町内で交流人口広めるために頑張っている人達っているわけだから、そういう人達を見たらもう法人化してやってるじゃないですか。そしてすまいるなくてもやってるわけで、すまいるないと動けないってそこが始めから逆で、その人達が交流人口拡大するために何をする、たとえば地域でアンケート取ったりしながら、やっぱりすまいる必要だってなって手を上げるのであって、すまいるないから法人化できないというのは、それはぜんぜんおかしい話だと思いますが、どうしてそこで議会が悪いからできないって今の答弁になるのか不思議です。

○委員（大久保健一君） 法人作るにもお金かかるからね。

○委員長（安藤辰行君） 公募しなくても法人化して、その人たちがやる前提でもいいと思うけど、ただ法人作るのに待っている状態はそれはちょっとね、おかしいといったらおかしいかもしれない。

○住民サービス課長（北川正敏君） 公募したほうがいいんじゃないかって。

○委員長（安藤辰行君） それは前回話は出ましたが、法人作ったらその人たちにやらせるのは、それはそれでいいと思う。

○委員（横田喜世志君） だから今、赤井さんに言われたように、どっちが先って話だったら普通はやりたい人達が先なんだって。そういう理解で進まないで、用意したものに入るだけになる。それなら駄目だって。最初の構想がこれだから、これだけごたごたする。やりたいといっている人たちがいるんだから。そのために貸すんだってやり方。それが普通だって。ここに青年舎のが出てるけれども、同じことが言えるんだよ。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 一番最初の説明した部分はそのとおり、僕はそういう説明したつもりでいしましたが、やりたい人達がいるので、やりたいことが、いろんなところから人を集めてきてやる。そのためにすまいる使いたいということで進めようとしたんですが、あとから熊石の人たちだけでいいのか、違う人達ももっとレベルの高い人達もいるんじゃないか、そこだけに任せていいのかって話をされたので、止まったといえますか、そういう事情です。

○委員外議員（黒島竹満君） いいかい。

○委員長（安藤辰行君） はい。

○委員外議員（黒島竹満君） 今、説明聞いてたんだけど、結局こっちが止めたわけではないし、ただ公募型でやるという話もしたから、公募条件はどういう条件になってるのって、条件を先に作らないと公募もできないでしょって。それであれば今のかたちからいうと、法人化しないと駄目だねって言うてるなら、今の公募条件ってそういう条件になってるの。作っているのそういうふうには。

○地域振興課長（野口義人君） 前回配っているたたき台のほうに団体か事業者って限定していますので、団体だったら問題ないので法人格を有していなくても参加はできます。

○委員外議員（黒島竹満君） それとあと熊石の人じゃないと、ほかから来てつぶれたら困るって話をしたから、それだったら熊石の人ならやっていいのかいって話になって公募って話まで行ったんだよ。今、話聞いてたら議会が公募しないと駄目だって言い方をしたから、ちょっとおかしいんじゃないって。だから公募でやるなら公募できちんと公募条件を作って、それで進めて行ったらいいんじゃないの。だから条例改正よりも先に公募条件やそんなのがきちんできてこないで、多分、条例もそれに従っていくわけだし、もう一つは今の保育園留学もこれに全く離れてるわけじゃないから、そしたらそっちのほうは今、文厚のほうで資料不足だって言われてるわけだから、そっちのほうもうちよっときちんとしてこなかったら、この件も進んでいかなくなるんでしょ。

両方一緒に進んでいかないとうまくないんじゃないかなと思うんだよ。だからみんな喋ってるんじゃないかなって。だからもうちょっとやっぱり保育園留学と一緒に進めて行く

というような恰好を取っていかないと駄目じゃないかと思うんです。どう思いますか、皆さん。私はそう思います。もうちょっと時間をかけて両方一緒に進んでいくようなかたちを取ったほうがいいんじゃないかなと思うけれども、ちょっと今話を聞いて。

○委員外議員（斎藤 實君） いいですか。

○委員長（安藤辰行君） はい。

○委員外議員（斎藤 實君） 私も、実は2回ほど委員会あったんですが、ちょっと出席できない時間帯でありまして、今回初めて説明聞きまして、そしてみなさんのご意見もいろんな角度から話されているんだなって。

ただ私は今、説明の中で地域の人達がこういうことで持って頑張るやろうということ、で声がまとまって、ここまで持ってきていたと。ただその中の説明の中でいろんな角度から話されて、今あったように公募をしないとないのかどうだとかって揺れ動いている説明ですが、私はこの際ですね、せっかく地域の人達が、やはり力を合わせてやろうっていう声でもって頑張っているわけだから、まずこの人達の声をきちんと整理して組織を作って、そして旧すまいるの部分を、こういう計画でやりますので活用させてくれませんかってことで、逆をお願いをその人達からされたほうが一番話が見えるんじゃないかなっていうふうに思うんですね。せっかくここまでその人達が何とかしようっていう、ない声が出てきたわけだから、それはやはり育てて議会が協力して、そしたらこうしてあぁしてって声の方向に行けたらですね、一番いいんじゃないのかなっていうふうに思うんですね。

ですから今までの議員さんのお話を整理したら、とにかく声を出したとたちと話をして、そこから要望をきちんと議会のほうに届けるって責務のほうが一番すっきりするんじゃないかなっていうふうに思うんですけれども。特に議員の皆様方には地域であまり動きのないところではありますが、せっかくそういう声が出てきておりますので、助言があったら助言しながら、そして方向性を作ってほしいなって、このように私は思います。

○委員外議員（佐藤智子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 佐藤さん。

○委員外議員（佐藤智子君） 一生懸命、熊石の資源、空いた資源を使って活性化させようというのでここまで来たと思いますが、なんかすまいるっていう建物ありき、それからやらせたいという人があるからっていうので、あとから条例を作ってみたり、どうやってその人たちにやらせられるだろうかというのが見え見えというので、簡単にゴーサインが出せない状況だと思うんですね。それで公募するなら公募するでいいと思うけれども、最初にこの人達にやらせたいっていう人達だけではなくて、あとから八雲町内でもね、やる気のある人が応募して来たら一緒にやらせたらどうですか。その人たちだけではなくて、その人たちの思いもあるだろうけれども、みんなの仕事を持ちながらそういう副次的なこともやろうとしているのはすごくきついと思うんですね。だからもっと融合するかたちでやっていけないものかなというふうに思うんですけれども、難しいことなんでしょうか、ということです。

○住民サービス課長（北川正敏君） 委員長、住民サービス課長。

○委員長（安藤辰行君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 八雲地域の人達と一切やりたくないんだって今の若い人達に言ってるわけではなくて、まずは熊石に核となるものがないと連携しようにも相手

方だって誰と話をしたらいいのってなるというふうに感じてるんですね。それでまずは核となるものを自分たちで作って、そこから連携の手を広げて行って、いろんなアイデアや意見をこの事業の中に踏み込んでいけたらって話もしてもらってというのが今の現状です。

○委員長（安藤辰行君） 委員会としては熊石の団体の人達の計画書かな、そういうものを出してもらって、それを委員会としてまた協議して、理解する。それで、その辺で終わるのかなと思ってるんだけど、あまり深い意味で言ってないと思うけど、言われたらそれに対応して次々出てきてもらってるんだけど、実際に熊石の団体の人達でやれるならそれでいいと思うんです。ただその計画書がないとか、やるのかやらないのかわからない状態で、役所が先行してやってるから。そうではなくて、実際に法人化にしなくても団体がやれるというんだから無理して法人化にしなくても、やれるならその人たちの団体を作った意味で、それで申請してもらって、それを委員会で協議するという話になると思うので。だからって公募がどうだこうだは先が見えないからそういう話も出てくると思うんだ。

熊石の人達がやろうとしていることだから、それには応援するというのは大変良いことだと思うので、なるべくそのかたちで進めてもらえるように、実際に見えないって議長もさっきもしゃべってたけれども、その人たちの団体の人たちの誠意というか、計画書みたいなものもないから漠然としちゃってるから、その辺も計画書でも出して皆で見ってもらって、それである程度それでだいたい良いところ収まるのかなって。あまり深く考えないで。

○地域振興課長（野口義人君） 委員長、地域振興課長。

○委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。

○地域振興課長（野口義人君） 総務経済常任委員会のほうに、たとえば事業者が立ち上がるメンバーと毎回、資料もそうですが、面談する時間は設けられませんか。自分たちの気持ちを伝えるような。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） あそこの保育園見てから話したほうがいいんじゃないの。視察に行くというから、行ったらそっちがこうだとかっていうんじゃないで文厚で行くんだから、こっちもみんな誘われたら、みんな見に行くようにして、そういう状況の中で面談するとかさ、だから任意団体でやりたいなら任意団体でやりたいとか、法人化するなら法人化するとかって腹を決めてもらって。

○委員長（安藤辰行君） そういうかたちでよろしいですか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） ちょっと細かな話で、気になっているのが、たとえばお子様を預かって保護者の方はワークショップ、リモートだとかって言って、預かるときの何かの事故があったときの捉え方とか、あちこちの連携もどうなっているのかも、本当に細かくいえば、いっぱいあると思うんだけど、そのことについても何もないから心配なところもあるんですね。布団の出し入れとか誰がやるとか、掃除を出ていったあと誰やるとか、人数少ない中で。

○議長（千葉 隆君） それはパートやるって。だけど事業やるときには保険かけるから。自賠責。

- 地域振興課長（野口義人君） 委員長、もう一件。
- 委員長（安藤辰行君） 地域振興課長。
- 地域振興課長（野口義人君） 今回、町長のほうで上程した議案取り下げ案ですが、撤回したんですが、その中で財産の取得が一件あるんですね、財産の取得ということで相手方が北海道の教育委員会ということで、それは私どもも今年の予算ですし道教委も今年、売れるだろうとの予測の中で予算を組み立てていますから、財産の取得だけ1月の臨時会でほかの案件があったらそれと一緒に乗っかって財産取得だけは先行して出す機会があったら出したいと思っていますので、そこ実際の教職員も引き続き入れるような環境づくりのための住宅も入っていますから、それで一般町民も欲しいという方がいますので、道教委から直接町民に売ることができないので間接的に一回町のほうで買い取って、それを購入するというかたちをとりたいと思いますので、その案件だけは次の議会臨時会等々があったら上程させていただきたいと思います。
- 委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。
- なければこれで終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

**【地域振興課・住民サービス課職員退室】**

休憩  
再開

**【商工観光労政課職員入室】**

- 委員長（安藤辰行君） 再開します。五番目の鉛川観光施設関連について、商工観光労政課から報告をお願いいたします。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 鉛川観光施設関連について、資料に沿って報告させていただきます。資料1をご覧ください。ページ数が多いので説明がかなり長くなりますが、ご了承願います。
- 1ページ、1の「11月30日開催の総務経済常任委員会での確認事項」についてであります。前回の委員会では、事前にお配りいたしました指定資料について、様々な角度から質疑をいただきまして、それに対してお答えさせていただきましたが、理解を深めるために丁寧な説明が必要と感じた事項について整理したものであります。
- はじめに、(1) 賃貸借契約の方法であります。
- 確認事項としまして、「普通賃貸借契約」から「定期賃貸借契約」に変更した理由は何か、との質疑がございました。
- これに対する説明としましては、指定資料2ページに示している賃貸借契約は、普通賃貸借契約という扱いでありまして、契約の更新が可能な契約でございます。

しかしながら、本事案、温泉施設の貸付は、当時、令和3年3月31日が満了日であることが明らかでありますので、更新することが可能な普通貸借契約ではなく、更新が認められず、契約期間の満了により、確定的に貸借が終了することができるよう定期貸借契約としたものであります。

定期貸借契約とした資料は、指定資料の14ページに示しているとおりであります。

資料にはお示ししておりませんが、普通貸借契約と定期貸借契約の違いについて、ご説明させていただきます。

普通貸借契約は、一般的な貸借契約になります。契約期間は、通常1年以上で設定し、期間満了後は、借り主が希望すれば契約は更新されるため、長く借り続けることが可能となります。借り主が手厚く保護される契約形態でありますので、貸し主からの一方的な都合による退居はありません。

一方、定期貸借契約は、契約期間があらかじめ決められている貸借契約になります。契約の更新ができないため、契約期間が満了すると、借り主は退居することになります。ただし、貸し主と借り主の双方が合意できた場合のみ、期間満了後に新たな契約をすることが可能であります。以上が、普通貸借契約と定期貸借契約の違いであります。

次に、(2) 貸付料の改定であります。

確認事項としまして、指定資料15ページの第7条第3項、22ページの第6条第3項の内容、「乙は、いかなる事由をもっても貸付料改定を申出することができない。」という規定に対して、貸付料は月額19万3,600円であるのに、月額100,000円としたことがよいのかとの質疑がございました。

これに対する説明としましては、指定資料17ページ第22条第1号、特別な約束、特約において、「甲は、乙の申出により月額納付額を当面第5条の貸付料に満たない月額10万円に猶予し、その差額には第8条の延滞金は付さないこととする」との規定があります。

これは小牧荘の廃止に伴い、委託料収入がなくなったことによる経営環境の変化に対応するため、本契約締結にあたって双方の協議により合意した事項として記したものであります。

また、第22条第2号後段では、「特約における貸付料の猶予は、第7条第1項及び第2項に掲げる貸付料の改定ではない」と規定していることから、貸付料を改定した扱いではないということであります。

契約内容、表現方法が変更されているというご指摘も前回ございましたが、契約と申すのは、当事者間の合意、約束であって、当事者間に権利義務の関係を生じさせるものとなっております。

どのような内容の約束がされるかは当事者間の意思に委ねられております。これを契約自由の原則と言われております。

契約締結の自由、相手方選択の自由、契約方式の自由、契約内容決定の自由であります。

契約書は、当事者双方の意思の合致を明確にし、後で発生するトラブルを防ぐために交わすものでありますので、契約の際に、内容や表現方法を見直すというのは重要なことであると考えているところでありますので、そのように対応したということであります。

次に(3) 貸借契約の延長であります。

確認事項としまして、指定資料 14 ページの第 4 条第 2 項で「本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新はない」としているのに、令和 3 年 4 月 1 日から 3 年間延長するのはよいのかとの質疑がございました。

これに対する説明としましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間の延長は、指定資料 36 ページの要望書が事業者から提出され、コロナの影響により経営環境が悪化しており、売上げ状況などから検討して、延長することを判断したものであります。

定期賃貸借契約は、先ほどもご説明したとおり、更新ができない契約でありますので、継続する場合は新たな契約を締結する必要があります。このことから、令和 3 年 3 月 31 日の期間満了後、新たに契約を締結し、3 年間延長したものであります。

「更新」ではなく「新たに契約」という扱いで、双方の合意によるものであります。

ただ、3 年間延長したことについて常任委員会へご報告していなかったことについては、改めてお詫びを申し上げるところでございます。

次に（４）公共性、公益性、補助金の交付であります。

確認事項としまして、補助金の交付など、他の民間事業者との違い、不公平感は拭えないというご指摘がございました。

補助金交付の考え方ですが、法的根拠は、地方自治法第 232 条の 2 に規定されております。「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」となっておりまして、むやみに、なんにでも補助ができるというものではございません。この考え方が基本でございます。

他の民間事業者との違い、不公平感は拭えないということに対する説明でございます。

①として、町が産業振興の一環と観光資源開発、住民福祉の向上のために町営として整備して現在に至っているという歴史的経緯があること。町営としてスタートし、現在も町の管理施設ですので、公共性、公益性に該当いたします。

②として、歴史的経緯から、町の観光資源の一つとして長期にわたって継続すべき貴重な施設であるという位置づけであること。このような位置づけであることから町は、継続性を求めるものであります。

③として、ただいまご説明しました①と②を踏まえて公共性と公益性があることから、町としてこれまでも必要な経費を負担していること。各年度で必要な経費を予算措置し、議会において可決いただいております。

これら①公共性、公益性、②継続性、③町の予算措置による経費負担は、他の民間企業と一致する内容はございません。

明らかに異なっておりますので、これらを比較して、一方が優遇されて不公平であると議論するべきものではないですし、別物であります。

この部分は、今回の事業で非常に重要なポイントであると思います。

これまでの委員会で、鉛川観光施設に限って、不公平感が拭えない、または、なぜこの施設だけ優遇した形なのか理解ができない、というご指摘を受けてきましたが、八雲町には鉛川観光施設だけではなく、類似する施設、公共性・公益性がある施設がございますので、改めて認識していただきたいと思っております。3 ページになります。

八雲町における公共性・公益性がある類似施設として、①宿泊施設では旧八雲町が整備した町営温泉宿泊施設おぼこ荘と、旧熊石町が整備した国民宿舎ひらたない荘がございます。

いずれの施設も、当時は、町の観光開発の一つとしてスタートし、継続すべき施設であるという位置づけであります。

運営方法は、おぼこ荘は町営でスタートし、運営委託に切り替え、そしてすでに民営化しております。ひらたない荘も町営でスタートし、すでに民営化となっております。民営化の方法は、いずれも民設民営でございます。

当時の補助の方針ですが、おぼこ荘については、色々とあった中で民設民営をお願いした経緯がありますが、民営化にあたって、補助の方針はございませんでした。

一方、ひらたない荘は、民営化にあたってプロポーザル方式により事業者を2度に渡って公募し、2度目の公募の際に解体全額補助と改築補助を行うことを条件としております。

公募の結果、事業者を決定し、解体に係る全額補助として4,000万円、改築に係る定額補助を1億円、これは公募の条件でありましたので、民営化の過渡期におけるタイミングで補助しております。

次に②温泉施設でございます。

温泉施設の類似施設として、旧八雲町が整備した鉛川レクリエーションセンター、旧熊石町が整備したひらたない温泉あわびの湯がございます。

これらの施設の位置付けについては、宿泊施設と同様、記載のとおりであります。

民営化方法は、レクセンが令和6年4月1日に民間へ施設を譲渡することとしておりますが、あわびの湯については、現在、民営化の方向性はございません。

運営方法は、レクセンは町営でスタートし、平成11年から運営委託、平成17年から運営方法を貸付に変更してありまして、貸付料として年120万円、貸付期間における町の収入総額は、3,364万8千円であります。

あわびの湯も町営でスタートし、平成21年から指定管理を行っております。指定管理料は、年280万円、令和5年度までの指定管理料としての町の支出総額は、3,910万円であります。

公共性・公益性がある施設でありますので、町は必要な経費を負担しております。レクセンについては、経常経費・臨時経費を合わせて1,214万7,133円。経常経費といいますが、これは固定的経費、臨時経費といいますが、これは突発的に必要となる経費、例えば大規模修繕や工事であります。

あわびの湯は、経常経費・臨時経費合わせて978万8,489円。

レクセンの経費が多い理由ですが、あわびの湯とは異なって、レクセンは浄水設備と温泉設備がありますので、これらのメンテナンスに要する費用があることから経費が多くなっております。

次に、令和2年度から令和4年度までの町のコロナ支援については、レクセンに関しては令和2年度分の貸付料、水道使用料、温泉分湯料、合計242万7,600円と、貸付期間の3年間延長という支援を行っております。

貸付料等を免除したことについても、常任委員会へご報告していなかったことについては、改めてお詫びを申し上げるところでございます。

一方、あわびの湯に関しては、コロナ感染拡大による利用者の減少、電気料金などの高騰による影響から、損失補填として指定管理料に追加して支出を行っております。

令和2年度から令和4年度まで合わせて660万円となっております。各年度の予算補正で可決され、対応しております。

支援の内容は異なっておりますが、いずれもコロナ等の影響が大きいとして、申請や要望により対応したところであります。

最後に、特殊事情であります。これはレクセンのみですが、町営宿泊施設を民設民営化した経緯及び小牧荘廃止による経営計画の影響が当時からありますので、これを特殊事情として捉えております。

以上、八雲町には鉛川観光施設の類似施設としてもう一つあるということと、運営形態、内容は異なりますが、必要に応じた負担や支援を行っているということを改めてご認識いただきたいと思います。

ただ今、①から③までお示しした内容、また、類似している二つの施設の状況を踏まえると、他の民間事業者と扱いが違うとか、不公平だという議論にはならないと思いますし、比較するべきではないということを、十分にご理解いただきたいと思います。

次に、4ページの(5)小牧荘廃止に伴う影響であります。

確認事項として、前回の委員会で補助金算出根拠の見直し、特殊事情についてご説明した際に、小牧荘廃止に伴う経営計画への影響が特殊事情の一つとなっているが、そのような主張はなかったのではないかとのご指摘がございました。

説明としましては、指摘された内容について確認したところ、平成23年2月15日開催の産業建設常任委員会において担当課長から説明を行っており、事業者から小牧荘廃止に伴う経営計画への影響を確認していることは事実であるということでございます。

会議録をそのままお示しさせていただきます。

平成23年2月15日の産業建設常任委員会で町営小牧荘の廃止について報告をしております。

全文は後ほどご確認していただくこととしまして、関係部分のみ読み上げさせていただきます。

初めの下線部分になります。会議録は公開書類ですので会社名も読み上げます。

『平田さんからは17年の民営化以降、経営努力を重ねているものの、長引く景気低迷の中で宿泊客の減少により、当初見込みより非常に厳しい経営状況であり、小牧荘の委託の廃止について再考願いたいお話がございました。』

次の下線部分です。『10月末に平田さんが来庁し、おぼこ荘の経費の節減について十分検討してきたが、非常に厳しいとのことで、小牧荘に対して町が無理だというなら、小牧市が何とか支援していただく方法がないのか町からも要請をしてもらいと依頼もあった』

最後の下線部分です。『この3月をもって廃止となると、従業員の雇用を含め非常に厳しい対応を迫られる状況が発生することなどから、最終的に小牧荘の廃止を23年度末として、

この1年で有限会社平田さんにそうした課題整理、解決してもらうことで合意したものでございます。』

読み上げましたが、当時の担当課長の説明から、長期継続を伝えていた小牧荘の廃止による委託料の減が、事業者の経営計画へ影響を与えたということが確認することができます。

このことから、当時の影響度合いから判断し、補助金の算出根拠に特殊事情分を設けることは妥当であると考えます。

5ページには、平成23年第4回定例会において、八雲町営小牧荘条例を廃止する条例の提案を行った際の会議録を載せております。

本会議において廃止の経緯が説明されております。これについては読み上げを割愛させていただきますので、後ほどご確認していただきたくご了承願います。

次に、6ページ、2の「老朽化対策補助金の算出根拠（見直し後）の再確認」についてであります。

これまでの委員会においていただいた強い意見を受けまして、前回の委員会で、見直し後の算出根拠を説明させていただきました。その際、見直し後の算出根拠については評価をいただき、全体として特に異論はなかったと認識しております。

老朽化対策補助金については、6月に予算可決いただきましたので設計を進め、11月30日で完了しております。そして、現在は、補助金の交付手続きに入っております。

特に補助金事業の場合は、執行中に、補助金の算出根拠を変更するというのは、事業全体が大きく混乱してしまいますので、見直すことは異例の扱いであります。

すでに大きく混乱している状況にありますので、これ以上マイナス要素となる変更がないよう、この算出根拠について、是非ご理解をいただきたいということでの再確認であります。また、現在の状況もご理解願います。

その上で、最後の項目であります。3の「今後の課題及び対応」であります。

本事業について、当初の予定から状況が大きく変化し、混乱を招いておりますので、現状、課題、それに対する対応を整理いたしましたのでご説明いたします。

(1)の現状であります。①鉛川観光施設浄水・温泉設備改修工事基本実施設計業務委託料は、令和5年度当初で940万5,000円を予算措置。町において5月26日に契約を締結しており、契約金額は877万8,000円で、11月30日に完了しております。

②鉛川レクリエーションセンター老朽化対策事業補助金、解体と改築の設計に対する補助金ですが、令和5年第2回定例会で1,372万2,000円の予算補正を可決。事業者において改築の基本実施設計については、8月22日に契約を締結しており、契約金額は800万円で、11月30日に完了しております。これに係る補助金交付決定は7月3日に行っております。

③いずれも予算可決されたことにより、事業の全体は執行可能との認識をすること、これは当然であると考えますが、これまでの常任委員会での意見を受け、事業執行中における補助金算出根拠の変更を行っております。

④譲渡方針であった設備棟については、やむを得ず貸付する方針へ変更を行うことについて、11月24日開催の常任委員会で報告を行いました。貸付条件の整理が必要であるとの指摘がなされたことを受け、資材の納期遅れに対応するために予定していた令和5年第

4 回定例会での補正の見送りを行っております。老朽化対策事業補助金も同様に補正を見送っております。

③と④の対応に対し、非常に大きな影響が発生していることから、課題を整理し、対応していく予定であります。

(2) 課題及び対応として、一つ目は、老朽化対策事業における改築基本実施設計のやり直しであります。

すでに基本実施設計は完了しており、この度の補助金算出根拠の見直しに対応するため、事業者において改築に関して事業全体の見直しが必要となっております。

完成した設計は使えないことから、規模・構造を再検討するため、改めて基本実施設計を実施する必要が発生したことから、予算措置により必要な対応として、補助金にて対応を行う予定であります。

具体的に申し上げますと、事業者は、補助金の上限額である 1 億 9,000 万円の範囲内での工事を予定して進めております。

今回、補助金の算出根拠を見直したことによって、改築事業全体で約 900 万円の事業者負担が発生することになります。

突然の補助金見直しによって予定していない事業者負担が発生することは、事業者の不利益にあたります。

また、今回の補助金の算出根拠で事業者負担が発生しない工事ラインは、計算しますと、1 億 7,188 万円以下での工事が必要になります。当初予定工事額から約 1,800 万円の工事見直しが必要になり、当然、基本実施設計の見直しが必要になるということでもあります。事業者側の原因によるものではありませんので、今回の費用は町が全額負担して、新たに行う基本実施設計に対して補助金にて対応する予定であります。結果として、二重の経費負担となります。

7 ページに移りまして、二つ目は、工事期間以外の新たな休業補償の発生であります。

事業者は、老朽化対策事業補助金の予算補正が可決された段階において、町との協議により、設備棟の工事に合わせて令和 6 年 4 月からの工事着工を見込み、すでにされていた宿泊予約を全てキャンセルしております。また、インターネット予約サイトにおける受付も全て停止しており、今後のスケジュールが見通せないため、いずれも予約再開は不可能な状況にあります。

事業者側に原因はなく、工事期間以外の新たな休業補償が発生することから、令和 6 年 4 月 1 日から休業補償を行うため、予算措置により必要な対応を行う予定であります。

三つ目は、休業補償単価の見直しであります。

当初は、休業補償算定基準とする年を令和 3 年及び令和 4 年としておりましたが、物価高騰など環境が変化していることから基準とする年を見直すため、直近の令和 4 年及び令和 5 年とする必要があることから、休業補償単価の見直しを行うものです。

四つ目は、工事期間の長期化に伴う休業補償日数の増であります。

資材の納期遅れに対応するため、令和 5 年度中の早期の契約が可能となるよう設備改修工事及び老朽化対策事業補助金の補正を予定しておりましたが、これが不可能となったことから、資材の納期に合わせた工期の設定が必要になります。

このことから、納期遅れによる設備改修工事の工事期間の長期化が見込まれ、休業補償日数も増となることから、予算措置により必要な対応を行う予定であります。

五つ目、公共工事単価の改定により設備改修工事費の増であります。

公共工事単価の改定が予想されることから、設備改修工事が令和6年度の工事発注となった場合は、再積算により工事費の増が見込まれるため、予算措置により必要な対応を行う予定であります。

以上が現段階で想定されるもので、整理できる課題と対応であります。これ以外に課題が発生することも予想されますが、その場合は、必要な対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、設備棟の貸付条件ですが、まだ常任委員会にご説明できる状況にないということをご報告させていただきまして、資料の説明といたします。以上でございます。

○委員長（安藤辰行君） 今報告をいただきましたが、ご意見ご質問はありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） まずはですね、各外部・内部含めて設計を議会が認めた。これはしっかりと尊重されなければならない。それは課長も強調されていますし、僕も理解していますが、その部分というものは確かにしっかりと尊重した中で議論を進めるべきだというのは十分に理解しているつもりです。

しかしながら、当初からいろいろな資料をその後、提出を要求いたしました。資料が出てきました。その材料が手元にそろった状態の中で議会が判断するとしたならば、もしかしたらこの可否というものまで変わってきた可能性というのでも否めません。わかりませんが。議員それぞれいろんな考え方があるでしょうから。その点はやはり行政側としても、これから議論を進めて、いろんな議論があるはずですから、それは案にしっかりと資料提示、判断すべきものの資料提示というものは、これからいろいろな案件があるにしても、重要な案件になればなるほど、しっかりとお願いしたいというのはまず付け加えさせていただきます。

それと今回の資料の中で、ひらたない荘との対比が出てまいりました。僕はこれに何の意味があるのかさっぱりわからない。コロナ禍対応だとかの拠出額の比較ということであるんでしょうが、これから鉛川レクリエーションセンターには過大なお金が投下されようとしています。先ほどの課長の説明からいったら、当初は4億8千万、ところがどんどん膨れ上がって前回の資料からしたら5億8千万、それでさらには今、否決しておきながら、いろいろな説明を加えらさってはおりましたが、その休業補償からさらに膨らみます。そしたら6億を超えるかもしれない。そこかで妥協策を出していかなければならない中で。

それでこのひらたない荘の比較の一番最後に、鉛川レクリエーションセンター改築に伴う費用6億円がプラスされるんですよ。だとするなら比較対象とされているひらたない温泉、これが同様に比べるべき施設であるとしたら、しかるべき年数が経ったときに6億円が基準となって議論がされなければならないということにもなりません。だとしたら暗に僕はこれが怖いんです。公益性・公共性というのは、課長、理解しているんです。だからこそお金がかかるということも理解しているんです。ただその算定方法等はしっかりと議論

されるべきだというのは、ほかの同様施設が模倣した中で、これが基準となることが怖いから、鉛川レクリエーションセンターは鉛川レクリエーションセンターなりのお金の特殊事情があるのも十分に承知している。だからこんなことは絶対にすべきではない。要求は誰だってしますよ。ひらたない温泉もその時期になったら、あの時に6億出したって。鉛川レクリエーションセンターは鉛川レクリエーションセンターの事情であるためのお金を出すべきであって、そこを俺最初から言ってるんです。ほかと比べるとかではなくて。これから町行政をやっていくにあたって変な指標を作るべきではない。ここの施設はそれだけ特殊な施設なんです。だからこそちゃんと議論し、てここならではの補助金の出し方をしましょうって、僕は当初から申し上げていたはずですよ。

その中で前回いろいろな算定方法なんかも、これもイレギュラーなことであるということとはありがとうございます。それはありましたが、提示していただいたので、それを前向きに検討したいという、僕はそういう思いでいましたし、どこかで妥協点を見つけなきゃならないというのも各議員の中でお話をさせていただいている状況です。

しかしながら何で今回このような資料を出してきたのか。わかるんですよ。課長の思いもよくわかるんです。いろいろ長い間準備してきた中で、なんとか議会なんなんだっていう、自分はそんなつもり全くない良い議論をしましょうって、これから先の八雲町にとって有効的な決断をちゃんとしていきましょっていうことを申し上げてきたつもりなんだけれども、どうにも課長、課が思っている感覚とはちょっと違う方向に議論が向いてるんだなというのは、ちょっと残念だなんて思いと、ただこういうものを踏まえたくらうえで、これは僕の考え方ですから、ほかの議員の皆様方はどういう考え方するかは別ですし、ただ認めたということは尊重しますが、いずれにしても、ここに課でいうとおりでいくなら6億以上のお金が投下されるのは、これはどう受け止めるか。これはそれぞれの議員の皆さんの判断。議論を引き延ばしたことによって6億以上あなたたちの責任だといわれたら、それはそれで確かにその側面もあるかもしれないけれども、そもそもの金額の設定がどうなのかも含めて、今回の資料というのは正直評価したくない。みんな材料そろったうえで前向きに解決していこうと思っているときに出す資料ではないと僕は思います。ほかの議員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっといっぱいお話があったので抜けている部分があるかもしれませんが、まず資料の件であります。評価をしていただけなかったと、残念に思いますが、やはり前回までの常任委員会での意見、議論、その部分を考えたときに、どういった資料を出したら皆さんに理解をしていただいて判断をしていただけるかと、私はそこに尽きると思うんですね。それでいろいろ考えた結果、今回は八雲町には類似施設が二つありますという部分を認識していただく必要があるのではないかと、そこは担当課として強く考えているところであります。

それで先ほども説明させてもらいましたが、前回の委員会での指摘といたしますかご意見で、どうしてここの施設にだけと、そういったご意見を強くいただいておりますが、どちらかといったらちょっと残念に思います。熊石地域にも類似施設があるのではないかと

う部分で、前回まではその部分は資料としては加えておりませんでしたが、そういった発言が強かったという部分では、改めて認識していただく必要があるのではないかと。それが担当課としての考えであります。

それからひらたない荘の資料の部分はそういった考え方です。あとそれと工事費についてですが、10月12日の総務経済常任委員会の中で、私と関口委員とのやり取りの中で工事費のやりとりがありました。そのときに関口委員のほうからは、設計単価が出ているので、工事費ある程度出ているでしょと、その部分を示したほうがいいのではないかと、教えてくださいって質疑を受けました。私は一回目の答弁で、本来であればお答えしたいところですが、はっきりとした金額はまだ算出されていませんので、それはお答えは控えさせていただきますという答弁をしています。そしたら二回目の質疑で、それはおかしいと、出ているはずだから目安でも良いから教えてくださいと。そして私のほうからは想定しているという金額で捉えていただきたい。これはあくまでも専門家が積算した金額ではないと、そういう趣旨の説明をさせてもらって金額を答弁させていただいたと。

そういう状況でありますので、そこからすると金額が増減するというのは当然想定されるのかなと。専門家がしっかり資材なんかを積算して単価を積み上げると、当然、私の感覚でお話しした金額と比較すると、工事単価は増減することは明らかだということですので、その真意は金額を言うことによって、その金額が独り歩きすると、それが一番私はよろしくないのではないかとということで、最初に金額はお控えさせていただきたいという答弁をさせていただきました。そういう部分からしたら設計が上がって正規な金額が出た段階で、それに対して比較して、当時からなぜこんなに金額が上がったのかという部分に関しては、残念ながらお答えし兼ねる。私のお答えした金額が根拠のない想定金額だからです。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） いろんな資料というのは前回の議論でもある程度、出尽くした感があるんです。あとはどういう解決方法をとっていくかということに尽きていくと思うんです。あまり本当、令和6年3月31日で契約が切れるというのも当然理解していますし、ただし、なんとといういろいろな資料、工事単価も含めてもちろん決断が延びれば延びるほど高くなっていくことも、休業補償等あるということも理解していますが、工事単価にしても何にしても判断基準は当然、今回2回目の補助金の規定では建物が半額だとか、いろんなことが出てきておりますから、やっぱり総工事金額は必要だと思うんですね。外部工事に関しては3億4千万ですか、諸々入れて3億8千万、高いです。町発注だから仕方ないけれども、これサンパレス並みだよ。ただそれも飲んだうえでいろんな議論をしていかないといけない。だって課から提示されたら、それがそうだって俺たちは信用しないとないから。でもあまりにも不審に思ったら、そこら辺の資料請求もしなきゃならなくなってくる。だからこそしっかりと説明は、濁すのではなくて、してほしいんです。3億8千万円の外部工事。おぼこ荘にそれ必要ですか。正直言って。それはいいです。それは説明を受けたので。

今度それを町が貸し付けするというかたちとるってことだって、これだって後からわかったことですよ。そもそも受贈益をちゃんと考えてなかったと。これだって行政側が落としていたとこなんですよ。おぼこ荘さんは何も悪くないよ、全てにおいて。行政側がどうい

う言葉をかけながら、今まで来たのか知らないけれども、やっぱり受け取る側はいくらでも出してもらいたいから、だから本当に申し訳ない思いはあるけど、ただ先ほども言ったように、これは今回のこの事例というのは、あとに残したくない。残っていくのはわかっているんです。資料として残っちゃうから。でもこんな前例を残すべきではない。冷静に話したいから誰か聞ほしい。意見を聞かせて。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今回のこの鉛川レクリエーションセンターの件が前例になるという関口委員のお話ですが、前例になるというよりは、八雲町に二つ施設があるので、この二つの施設は、今回はレクリエーションセンターの譲渡、これは旧八雲町時代からの案件で平成 17 年当時に譲渡というふうに決めて契約をしてきた。そして 15 年後に本来であれば譲渡する予定でしたが、それが先ほどもお話ししたとおり、コロナの影響があって 3 年間延ばした判断ということで、合併前から整理がついていた。行ってみたら整理がついていた案件で、ただ期間が経過するにあたって施設の関係で老朽化してきたということで、町の管理している浄水や温泉設備を 3 億なにかかけて直さないとないとか、そういった部分がやはり、これは避けて通れない老朽化だと思っています。そういう部分からすれば旧八雲町の部分は整理がついていた部分だったと。

一方で旧熊石町の部分は、合併した当時はまだ町営だったんですね。その宿泊部門についてはプロポーザル方式で事業者の公募を行って民営化したと。ここでまずパターンが違うんです。ですけれども、お風呂に関しては一方では貸付けとなっていますが。

○委員外議員（黒島竹満君） 売ってるって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付けとして契約しています。

○委員外議員（黒島竹満君） だからそれはいいようにやってるだけでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 発言できないんですが。

○委員（三澤公雄君） 委員長、止めないと。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さんちょっと。課長いいですよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 町では契約を貸付けになっていますので、貸付けというかたちの運営をしてきているということです。私今なぜこういう言い方をしたかというと、そこに維持管理経費を投入しているからです。本来、貸付けであれば町費というのは普通は負担しないかたちになっていますが、それは旧八雲町時代からそういった流れでもってずっとやってきていた。それで一方、熊石では、制度に則った指定管理を選択したということです。その背景は何があったかというと、財政難が背景にあると思うんです。ですので、同じような施設の管理運営方法が異なったかたちになっているのではないのかなと私は当時の資料を見て思っております。

○委員外議員（黒島竹満君） 全く違う。

○委員長（安藤辰行君） ご意見ありませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 契約ではさ、貸付料の改定7条、項が貸付物件を貸付期間保持のための維持など特別な費用を負担することとなったときは、増額請求できるという契約してるんですよ。6ページの契約の8ページ24年の契約の部分のちゃんとした契約と同じところなんです、案で8ページ。

（何か言う声あり）

○委員（横田喜世志君） それは本契約の15ページのところも同じことを書いているの。だからそれを投入しているという同じ判断というのはおかしいんじゃないのかな。基本的にこれは当初からさ、割賦販売ってことなので、こういう文言が契約書に入ってると思う。だからずっと経費をかけてきたという言い方はちょっと違うと思うんだけど、その辺の解釈というか、経費かけてきたって言い方はちょっと違うと思う。それを請求してなかったんでしょ。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、横田委員がおっしゃった8ページの第7条の第2項ですので、これは貸付期間保持のための維持費等特別な費用というのは、普通の維持管理ではなくて、たとえば大規模修繕やそういったことを想定しているのかなど。なぜかという貸付期間保持という言葉があるからだと思います。そして細かい消耗品的な部分には含まれないという扱いというふうに解釈していただきたい。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） これを大規模というのであれば、そしたらさ、日常管理を相手方が負担すると書いてるよ。管理しないとないって。小修繕はやらないとないって書いてる。そういう契約の内容もあるよね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 契約の内容は更新あるいは新たに契約した都度に、先ほども説明したとおり、双方の合意を持って見直すものは見直していくという考え方だっということをお話しますが、23ページをお開き願いたいんですが、第13条に修繕義務と費用負担というのを書いておまして、その第2項をご覧になっていただきたいんですが、第2項の下から2行目ですね、浄水設備、メンテナンス及び浴槽配水管清掃を除いた消耗品や軽微な修繕にかかる費用は乙がすべて負担するものとするということで、ここに明記しておりますので、これはその前の契約には載っていない条項です。ですが予算の措置でもってずっとやってきたと。これが明確になっていなかったの、このときの契約であえてこの文書を加えたんだろうなと。明確にしたんだろうなって解釈をしていただきたいと思います。ですので、消耗品等の軽微な修繕、これはすべて乙が負担する。以上です。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） それは延長した契約の中身だよ。今の。でも延長する前はさ、物件保全義務、16 ページ、善良な管理者として注意をもって貸付物件の維持保全に務めなきゃならないって書いてるでしょ。だから一番最初の平成 17 年の、要は町が手放したい、おぼこ荘含めて手放したいって話でいって、おぼこ荘の部分は民設民営となったけれども、そのときも要は提供いただいた議事録にも、なぜレクリエーションセンターも売らなかったんだってやり取りがあるんです。その中での説明だって、要は賃貸だけれども、中身は割賦販売って言うてるわけでしょ。

平成 17 年第 2 回八雲町議会定例会会議録参考資料でもらってるやつがあるんだけど、そのときのやり取りでそうやってなってるでしょって。

○委員（大久保健一君） 何を質問してるの。

○委員（横田喜世志君） 向こうが金かけて町の金かけてるという話。だから町営だって話。町営というか町のものだって話。

○委員（大久保健一君） 質問ではないんだ。

○議長（千葉 隆君） 今でも町営だもん。

○商工観光労政課長（井口貴光君） そうです。

○委員（横田喜世志君） あくまでも町営。

○議長（千葉 隆君） 今でも町営。だからお金出すって言うてる。

○委員外議員（黒島竹満君） だから割賦販売終わるまでは町の名義になってる。割賦販売が 3 月 31 日で割賦販売が契約切れるから、終わった時点で無償譲渡しますって契約になってるわけでしょ。だから最初から売った金は割賦販売。もう既に事実上、登記簿は町になってるけれども、途中で払えなくなったときに困るから、町は名義変更しないで貸付けというかたちでやってきたわけでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと解釈の仕方だと思うんですが、通常の不動産と行政との捉え方という部分を混乱されているのかなと思っています。それで、私、指定資料のほうにも付けていますが、6 ページの行政実例ってありますよね。地方自治法の解釈の中で、行政実例ってというのが 1 枚ものでコピーしたものを付けてるんですが、割賦販売という言葉を使っていますが、割賦販売に等しい契約だということです。一番最近締結している契約にも割賦販売に等しいという言葉を使っています。ですので、契約書の表題は貸付賃貸になっております。それで、指定した貸付料を全て払った段階で譲渡しますよと。ですので、契約した段階であなたのものですよということの不動産の扱いとはちょっと違うのかなと。あくまでも町の財産として、財産台帳に登録してある施設ですから、それで貸付料をいただいていると。そういう扱いですので、確かに解釈の仕方によっては割賦販売と同じでしょと、もう売ったんでしょってお話も以前からされておりましたが、解釈の仕方としてはちょっと違うのかなっていうふうに私は捉えています。

○委員（横田喜世志君） だから、そこでの違いだと思う。一般社会と何で違うのってなってきたらでしょ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 行政だからです。

○委員（横田喜世志君） 行政だから許されるの、そういうことが。一般社会とかけ離れたことが。

（何か言う声あり）

○委員（関口正博君） この契約内容に関しては、もちろん行政側としては、ちょっと言葉が悪いかもしれませんが。体裁を繕うように書き換えているので、それは十分わかったので、それを言ってもしょうがないんだわ。その当時の課長の考え方や協議のあり方で、だって中身替わっていますもん。それを俺たちは刑事じゃないから、そんなこと正してもしょうがないわけで。いくらでも見つかる。不思議なことは起こってる。そこを今更議論するより、もう本当に解決に向けた話し合いをしていかないとない。だからちょっと僕としてはだけど、もう一回整理して、休業補償がどうだとか課長、今回資料つけていますから、総額それがいくらになって本当に。それで判断するしかないんじゃないの。金額的なもの、大枠というものを。

○議長（千葉 隆君） 今さ、12月のときに提案を通しておけば、結局、課題の1、2、3、4出てこなかったわけだ。出てこなかったんだけど、逆に言えば、長くまたもう一回やったらこれよりももっと上がってくる要因があるということの説明でいいんだもんね。金額が。だから、それをまた議論して、それおかしいんじゃないかって言って、また次やったら大きくなるというような雪だるま式になるよってことだから、とりあえず、たとえばの話、6ページの上の特殊事情分、老朽化対策補助金の歳出根拠の再確認って出てきたでしょ。2番。その部分の特殊事情分は前回のときには小牧荘の廃止の影響を受けてないんじゃないかって、そういう状況がないんじゃないかっていってありますよということで、ここ今出てきてるわけだ。たとえばそのところを一つとっても、それは特殊事情分を認めるの、認めないの。

○委員（関口正博君） 今回のこの資料の中でね、特殊事情分に関してだけれども、その課からは小牧荘の云々で19万なにがしから9万いくらになったって契約変わってるわけだね。当然、そういうことで町がそのときに対応してるなら、俺の感覚では9万なにがし引いたものは割賦の後ろに回って徴収しないとないってものになってると思ったんだけど、ところがこういうふうに解決したら、なんでそしたら特殊事情の8千なにがしって出さないとないのってなってくる。だから俺、今回の資料は評価しないって。

○議長（千葉 隆君） 評価をするしないはまた別なんだけれども、要は小牧荘の部分影響ないって言って、影響が当時ありますよということを実態がないんじゃないかって言ったんだわ。議会は。そしたら実態はありますよって委員会の部分で載せてきてるわけでしょ。だからその部分は特殊事情分は認めざるを得ないんじゃないの。前回の一回延びた部分からしたら。

○委員（三澤公雄君） そうかな。この資料を読んだらさ、当時はやっぱり影響はあったけれども、激変緩和だとしても、せいぜい2～3年。あとはそこからの収入がないって見込んで経営しないとないから、とっくに終わってる話だから、こんな金額にはならないでしょって。あの資料を読んだらそうやって思う人もいるんじゃないのかなと思います。

○議長（千葉 隆君） そうではなくて、要するに小牧荘が廃止になりますよと、それはずっと続くものだってことで想定してきたわけだから、そこが廃止になったから影響がある。

収入が減ったでしょって。それが2～3年じゃなくて、続けてるまでは影響、計算しないといけないでしょってことでのものじゃないの。それで前回出てきたんだわ。そもそも小牧荘の影響があるのかっていう問いを言って、ありましたよというのが今回の資料さ。

○委員（三澤公雄君） だけど当時のやり取りだって、4ページにさ、1年延ばして23年度までとして、この1年で有限会社ひらたさん、そうした課題整理、解決してもらうことで合意したものでございますって。民営化になってるんだから、これは1年って極端だけれども、その影響はその辺で吸収してくださいってことで、だって解決してもらうことで合意したものでございますって言うてるんだから、ひらたさんも、そのときある程度支援してもらえたら納得したんだなって。このときの町の判断は。

○議長（千葉 隆君） 何も支援してないだよ。

（何か言う声あり）

○委員外議員（黒島竹満君） この部分でちょっといいかい。

○委員長（安藤辰行君） はい。

○委員外議員（黒島竹満君） これ24年の再契約しているときに、1か月19万なんぼの毎月の支払になっているやつを猶予して10万にしてる。これは何のために10万にしたかといえば、小牧荘を廃止するから10万にしてくれってお願いして10万になってきてるわけだ。ここで小牧荘のなくなる部分としては猶予してるんだよ、ここで。そして最後に残った分を払うという約束のもとでやってきてる。だから今、特殊事情とかがあって出てくる自体が、残ってるのを猶予するなら話わかるけれども、そういう新たな文言で出てくること自体おかしいでしょ。ここで猶予してきてるんだから。

（何か言う声あり）

○委員外議員（黒島竹満君） だから残金が残っているやつを考えないとないとかって話ならわかるっていうの。今、新たに考えて出てきてるわけでしょ。特殊というのはさ。だからそれ以上になるかもしれない。残っている金400何十万残ってるんでしょ。その400何十万以上になるわけでしょ。だからおかしいっていうんだよ。なぜそうやって猶予してきて、1か月9万なんぼずつ猶予してきて最後に払いなさいよって言って、それでこういう事態が起きたからその400何十万を考えてほしいとかっていうならわかるけれども、小牧荘がなくなったから困るってことで、ここで一回24年の段階でそういう決議されてきてる。そうやって払ってきてるんだよ。それともう一点、先ほどの説明を黙って聞いてたけれども、ひらたない荘の管理費、管理費の金額も同じ役所で何で金額がこんなに違うのって。金額が結局出してきている金額がうちで。

（何か言う声あり）

○委員外議員（黒島竹満君） ただ金額が違うからさ。同じ役所で金額出してくるのであれば、ちゃんと正規な金額を出してこないとおかしいでしょ。きちんと払った金額が、多くなってる、あなたたち出してきてるの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 話していいんですか。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） これ令和4年度の決算で計算しましたが、産業課に問い合わせして決算資料をいただいて、そこから積み上げた金額ですから、間違いはないと思います。これ監査の資料で出ている資料です。

○委員外議員（黒島竹満君） それはわかるけれども、比較対象があまりにも間違ってるから言ってるだけ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 決算、間違ってるってことですか。

○委員外議員（黒島竹満君） 決算間違ってる。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 黒島副議長の積み上げが間違ってるんじゃないですか。

○議長（千葉 隆君） 委員長さ、まずね冒頭に関口委員さんが言ったように、まず本会議で可決してるのさ。それで可決してることに基づいて、いろいろと事務が行われて、ひらたさんとの手続きが二つくらいやられてるんだよね。それについては、それについて今また補正で延ばしたときには、やっぱりこちら側の責任というはあるんだよ。そしたらそういうところも含めてどうするかという部分をやっていかないと、ただ相手、疑問点があるというはあるけれども、その部分は少し整備しながらやっていかないと、ただ全部ひっくるめて先延ばしにしたらもっともっと。

（何か言う声あり）

○委員（牧野 仁君） 今の千葉さんの意見もかねて、私はちょっと疑問に思うのは先月の24日の資料の中で、譲渡の取り扱いの変更が出た。これが一番問題じゃないかなって。

○委員（三澤公雄君） もらえないよって向こうが言ったことが。

○委員（牧野 仁君） その税理士さんと事業所の間で判明したって書いてるんです。これが一番問題あると思う。延ばしたのはそちらの話。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 話を相当前に戻しますが、ここの設備は元々譲渡するとはなっていなかったんですよ。お互いに協議していきましょうってことでずっと継続協議のままになっていた施設なんですね。それで今回、私が交渉をした段階で、この事業全体を提示した中で、これであればなんとか譲り受けることができますという返事をいただきました。その中で、まだ内容が明らかになってきていないものもあるので、それが出てきた段階で、その都度、協議を進めて行きましょうと。その中で法人税の話がずっと問い合わせ中だったって。それが税務署のほうにお願いして確認しておりましたが、八雲税務署では判断できず上部のほうに問い合わせが流れていったと。

それで前回は説明させてもらいましたが、正規な回答をいただいて、改めて1億越えの法人税を負担することが判明したと。通常1億、国税ですから分割にはできないらしいので、1回に1億以上のものを払うのは通常考えても困難ということで、残念ながら、そういった町の要望にお応えすることができなくなりましたと。これは譲り受けさせてくださいではなくて、町が譲り受けてくださいと。そういうことでずっと交渉してきた施設です。ということでご理解をお願いいたします。

○委員（関口正博君） できるかそんなの。なんで譲り受けてくださいって言う。契約が6年3月31日で切れるってことは。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 施設が別です。

○委員（関口正博君） 外部は。

○委員（牧野 仁君） 建物と浄水と別。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） それ最初から説明していました。

○委員（三澤公雄君） だけど7対6で通ったきっかけは、これだけのものがかかると想定されても手が離れるんだからということが下敷きにみんなの頭にあっただでしょ。その結果、原因はそこが大きかったと思う。それを今になって勘違いしてた俺らが悪いの。

○委員（横田喜世志君） ギリギリまで要は折衝した担当課が。

○議長（千葉 隆君） ちょっと待てよってなって、なったんだけど、そもそも水源の部分は町のものだから、これからもずっとやらないとないってことだから、お金がかかるといことはわかるよね。だからそこに余計にあっだこうだっっていうような付随するお金をまたかけたら、かけること自体が無駄でないのっていう。だからそれを早期にそこにだけでも早期に解決したほうが、普通はそういうふうにするんじゃないの。

○委員（横田喜世志君） 早期にって言ったら、前回のときになんぼで貸すことにするのよって話が出てるわけじゃなんか。それに対して3億4～5千万のお金がかかるのがなんぼで貸すんだって。

○議長（千葉 隆君） だっってそれだっって、いつか悪くなったらもっと高くなるよ。

○委員（関口正博君） 今いいんですか。3億数千万で今、当初の説明の中では課長はここに関してはまだ結論は出てないって答えだったよね。貸すのかあげるのか。結局あげるってことだよ。そういう契約になってしまったら、またおかしいことになるんじゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 私、前回でしたっけ、貸付する方針に変更せざるを得なくなっって説明したときに、今後は貸付条件について協議していかなければなりませんって話しをしたときに、元々ここは譲渡しようと思って進めてきた、協議してきた施設設備ですから、できたら一つの例として譲渡したことに等しい条件で、交渉をしていけたらいいかなって一つの例をお話させてもらいました。どういう言い方が。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 温泉と今また、これ温泉施設のほうと、またごっちゃになるから、何回も言うようだけれども、泉源と水源の話をもっと整理しないと、その部分が。

○委員外議員（黒島竹満君） いらないって言うならそのままにしておけばいいでしょ。

（何か言う声あり）

○委員（牧野 仁君） それも手だよ。ね。

○委員外議員（黒島竹満君） 3億なんぼもかけて直して、また貸さないとい。それなら今使えるのなら、そのまま使わせておけばいい。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと混乱してるんですが、今、時間を戻したかたちで議論されているように思うんですが。そこは時間を戻すということには現実的にならないんじゃないでしょうかって考え方です。

○委員（大久保健一君） 設計の補正を認めてるんだから。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あとそれともう一つ、これ適切なお話しかどうかかわらなくて、もし不適切だというなら取り消しをさせていただきますが、議会の議決、可決をいただいた7対6で可決していただいてスタートしました。その中で議会は合議制の組織でありますよね。ということで設計が良くて本工事が駄目だって、そういう判断をされますと行政は非常に混乱します。という部分で基本的な部分を、申し訳ありませんが、捉えていただいて建設的な議論をお願いしたいと思います。

○委員（関口正博君） だからそういうけれども、戻っちゃうけど、だからそしたらちゃんとした材料を議会によこしてくれたら、そこで違った判断が出たんじゃないのって最初に言ったでしょ。何でここにきてそれを言うの。今これだけの材料がそろって議会で判断どうですかと言ったら変わってる可能性もあるでしょ。それで大分戻った議論で言ってるけれども、ようやくと進んでここまでまた来た議論だよ、なんでまたそういうふうにするの。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） それだけで済めばいいけど済まない。だって議決に基づいて契約してるでしょ。

○委員（関口正博君） 設計そのものは認めてるんですから、最初にも言ったとおり。

○議長（千葉 隆君） 本会議だけではない。委員会でやって、そして本会議に行ってるから。だからそれも町の持ち物だから。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 議決した責任もあるだろうし、私は反対討論に対して賛成討論した立場もあるから、是非というか、これはやらないとない問題だと思います。私、賛成討論で言ったのは、今まで温泉施設なりなんなりにいろんなお金が投下されてきた。それを今回の機会、高いか安いかは別として5億や6億をかけて一切お金がかからないようにすると。だから皆さん賛成してくださいってことで7対6でとりあえず可決しました。

今回、そのときの説明でいったら全部かからなくなると、全部譲渡して町のものがなくなると言ったんだけど、税金の問題で、我々が聞いていた条件とちょっと変わってしまった。だから問題としたら高いか安いかの問題とは別として、じゃなくてその貸付けるのであれば、一切町はお金はかけない。借受けたほうがランニングコストも大規模改修も全部そっこのほうで持つような賃貸契約は可能なんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほども、大久保委員が今おっしゃった内容は、私はちょっと遠回しな言い方をしたんですが、譲渡したに等しい契約、そういった部分は今、大久保委員がおっしゃった内容と合致しているということで、たとえばですね、貸付料をいただくということは、それをいただいた貸付料を財源にして維持管理費にそれを回すと。行政

の仕組みってそういうふうになっていますので、使用料をもらったならその使用料で持ってその施設の維持管理費に回す。そういう財源の組み立て方をしますので、今言ったように貸付料をもらわないといったことであれば、その施設の一切、町は修繕にお金をかけませんって考え方も、これは方法としてはあります。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） それであれば、完全にね、私が賛成討論したときと状況は変わっていながらも、かかっていくお金は変わらないということなので、これは進めるべきなんじゃないかなと俺は思うのと、あともう一つ、民間の工事、お風呂のほうの契約料 800 万を補正予算で可決して、もう払ってあると。だけどタイミングがずれたからゼロになりますと。もう一回出さないとないって言うけれども、これ民間発注のものだから契約内容がどうなってるかわからないけれども、多少、工事の金額、規模が小さくなったとしても、800 万がゼロになって、また 800 万かかるって話にはならないと思うんだけど、そこら辺はどうなの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今回のこのケースで実際に設計事業者とお話をしました。それで、正直な話、なんとかならないんですかと。この設計の見直しなんとかなりませんかかって率直に聞きました。それで通常であれば対応しますが、工事費を 2 千万近く減額してやるとなると、構造自体全て最初から考えなければできませんといったことを答えとしていただきましたので、それであれば無理ですねってことで電話では確認しました。ですので、今の出来上がった設計を参考に活用できないということであれば、新たな設計ということになると思います。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） この設計料も含め、延びてしまうかもわからない休業補償も含め、なるべくいろんな努力をしていただきながら予算を小さくしながら、でもこの予算、温泉供給施設の設計料だとか、老朽化対策の設計料に対しての予算を可決した責任は絶対、我々にはあるので、それはちゃんと自覚したうえで、一番納得いかなかった部分の補助根拠、1 億の 1.9 倍ではなくて、今回 2 分の 1 補助ということで出してきたんで、俺はこれは認めるべきなんじゃないかなと。ただ問題は牧野さんも指摘したけれども、今後かかるお金が本当にこれでなくなるのかと。そこが問題だと思うので、一切本当にお金をかけないで、そこだけは譲れませんということではっきりさせて、ここは少々お金はかかってしまうけれども、やるべきだと思います。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 私、一番最初にこの資料をもとに、本当に当初、議員なり立てで聞かせてもらった金額がすごくべらぼうに高いイメージがあって、それで疑問に思った感じもあったんですが、その 5 億近くってというのが本当にびっくり。今現在まで来てしまって、

前日も6：7で可決しました。でも進んでいる状態で、これだけ膨らんできているというのを止めなければいけないというのはあるんです。これ以上膨らませないでいかないと、いろんなことが困っていくんだなって聞いていて上手く説明できないんだけども感じているけれども、一番最初の本当の5億というのが高すぎないかなって正直思っていて、それは圧縮はできないんですよ。

○委員（関口正博君） 今、更に大きくなってるんだよ。6億なにがしになってる。

○委員（倉地清子君） なっちゃったんだけども、これ以上大きくしたらできないし、最初の頃のを小さくしたら、大きくなった部分を小さくできないかなと思うんですが、どうですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の倉地委員がおっしゃったのは浄水設備と温泉設備のことでよろしいですよ。温泉施設のほうは前回もお話しましたが、上限額1億9千万しか出せませんと言っていますから、いくらお金がかかっても1億9千万ですし、それより低く抑えると実績にもとづいての補助になるので、立て付けとしては。だからそれ以外の今の町が工事しようとしている部分ですが、ここの施設、要は浄水設備にお金がかかるっていうふうなイメージを取っていただけたら。町中で上水道を引っ張って水を使っているわけではなくて、沢水を山からずっと管で引っ張ってきて、沢水ですから、そのまま飲んだりできませんので、ろ過装置にそれを一回通します。ろ過装置も山ですので、やっぱり動物の関係もあったりだとか、いろんな部分でろ過装置を二つ通してそしてタンクに溜めたものを施設に供給しているという設備ですので、イメージはなかなかつかないと思いますが、そのろ過装置が相当かかる。メンテナンスも相当かかる。今現在そういうふうになっています。

それを相当古くなってきているということで、お金もかかるし能力も落ちてきているという部分で今回、温泉設備と一緒に改修をしたいという話を一番最初にさせてもらいました。これを安く上げたとした場合、その能力が今度、保証できなくなるという部分で、水は人の身体に入るものですから、そういった部分で、町の施設であるのにその部分を妥協して、何か問題が発生したときに責任が問われてしまう。そういった部分を考えたら、それなりの設備が必要ではないかという部分で設計してきております。それでなおかつ設計にあたっては高価なもの、あるいは設備の大きいものではなくて、コンパクトで性能が落ちないものという指定をして設計をしているところでありますので、金額としては、この金額が妥当な金額、妥当な方法ではないのかなと担当課としては捉えています。

○委員（三澤公雄君） ちょっと。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 違う話をさせてもらうんだけどさ、特殊事情を今まで言ってきたよね、おぼこ荘さんは町の役に立ってるって。たとえばこれ改修したあとさ、変な話、町民得点とか、いろいろ海老御膳とかやったときも、町民だけはこの金額ですだとか、そういうことを新たに付けてもらったりやると、特別な、大したことではないけれども、結構このことを一般町民に聞くと、私たちおぼこ荘さんて何にもメリットないよねって話。こうやって町が大事にしてきた施設ですといっても、ピンと来ない人達のほうが圧倒的だったんだよね。

町の人が利用する特別な温泉って。違う議論になるかもしれないけれども、おぼこ荘さんも町にここまでしてもらったってことに対してのメリットを町民還元って何かそういったメニューを用意してもらうことも一つの妥協策なのかなと思うんですけども。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ただいま三澤委員のご意見ですが、都度交渉してきた中で、おぼこ荘のほうからは、そういった話をいただいております。考え方としては、八雲町にこれまでも八雲町に対していろいろとご協力をいただいて現在に至っているという部分は相当重く感じていらっしゃると思いますので、今おっしゃったような新しい施設になったときに町民を還元するというのも、思いとしては私はあると思っているので、そういった意見があるというのをお伝えしたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） 先ほど大久保さん言った浄水と温泉の施設の絡みで、町発注で直すんですけども、それに対して家賃を取らないで、それで譲渡するというかたち。

（何か言う声あり）

○委員長（安藤辰行君） 実質ね。相手があることだから、ここだけのあれなんだけれども。それと民間工事の部分については、前々から言っている1億9千万を町は出さないと言っているの、それはそれで仕方ないのかなっていう部分もあるんだけど。前々からそれは言っていることなので、町発注の部分についてはそういう意見が出たので、それ以上はキリがないから、延びたら延びるほどさ。

○議長（千葉 隆君） ただもう一つだけ、設計が変わるからさ、設計が変わらないように、さっきから老朽化の算定根拠の部分で定額補助の部分、10年ではなくて12年でみてやれば、実際は1億9千万上限が変わらない。だから積算根拠の部分だけ変えてくれたら設計変更しなくてもいいし、そうしたら設計変更しないですることによる、いろいろな諸々の経費、全部1月に補正組めば間に合うのかどうかかわからないけれども、ギリギリセーフになるんじゃないかって思うんですね。

○委員長（安藤辰行君） 逆にそのほうがお金かからない。かからない方法を考えてね。

○議長（千葉 隆君） だからその部分だけ委員会で容認して、できるだけお金を圧縮するというか、だから本意ではないんだけど、これ以上、経費がかかるということには忍び難いから、その部分は。

○委員（大久保建一君） ただあと空手形じゃなくて、ちゃんと設備のほうがかちんと向こうのほうに納得してもらったうえで書面取るとかしないと、うちらも可決してしまいました、やっぱり違いましたでしたら、あんたたち何してたのさって。そこはちゃんとやってもらって。

○議長（千葉 隆君） そこは臨時会前に覚書はもらってこないと、またぞろ違うべやといっておかしくなるから、そこだけ最低限、覚書もらって合意するということをしてもらわないと。まだもっともっと前に戻るから。

○委員長（安藤辰行君） それを承諾するかしないかわからないけれどもね。実際に。

○議長（千葉 隆君） それで承諾してもらわないと困るって。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） また今度これ契約みたいな感じのやるじゃないですか、そしたらたとえば今までであった支払できないから、また要請とかお願いがされることってあるじゃないですか、そのこともきちんと約束というか。

（何か言う声あり）

○委員（倉地清子君） すみません、勘違いしていました。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと確認させてもらっていいですか。

まずは、老朽化対策補助金については、今の議論していただいた内容でいくと、2分の1ルールはそれはそのまま、特殊事情分は10年で今、資料をお示ししましたが、たとえば11年、12年、12年にすると今の上限1億9千万は変わらず、設計を変更しないで対応できるだろうということで今、委員会のほうからご提案を受けたということで私たちは捉えてよろしいですか。

○委員長（安藤辰行君） よろしいです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 補助金の算出根拠については基本分は2分の1、そして特殊事情分としては8,594万円にプラス2年分を足した定額で対応しますということで、設計はそのまま活かす方向でいくと。もう一つ確認なんですけど、12月の今回の定例会で可決いただければ、今月中にですね、工事の報告をできたんですが、今回それを見送りましたので、12月中は当然、補正ができません。1月になって臨時会があれば、その段階で12月に予定していたものを上程させていただく。内容は町の工事については債務負担行為、それで老朽化対策補助金については、解体と改築の前払い金分としての40%分を補正すると。そして新年度に残りの分を予算措置するという流れになります。

最後に一つ、休業補償です。休業補償については、もう一度算定をし直します。そして1か月から2か月、あるいは3か月後ろに延びることになりますので、期間が、当初は180日予定しておりましたが、その延びた分をさらにそこで見なければなりませんので、多少余裕を持たせた日数の設定を予算として新年度見る必要があるのかなと思っていますので、今想定しているのはそういった部分ということで、ちょっと当初よりも多くなるというのは休業補償なんです。というようなイメージでお願いしたいなと。今思いつく部分ではそうですが、もしまた何か違うものが想定されてまた出てきたら別ですけども、今、現段階でそういうことで捉えていきたいということでご確認をお願いいたします。

○委員（関口正博君） ちょっといいですか。

○委員長（安藤辰行君） はい。

○委員（関口正博君） いいですよ。当然、反対の方もいても良いんでしょ。全く当初のままなんの状況も変わらないまま結局認めることになるので、ただこれは議会としての判断ですから、自分は本会議で申し訳ないけれども、これは反対させていただくべきものだと思いますので、申し訳ないんですが。ただこれは勘弁してください。賛成する方もいて反対する方もいるというのはしょうがないと思うので、そこは了解してください。

○商工観光労政課長（井口貴光君） それと。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付条件については先ほどもいろいろご意見があったようにその方向で交渉をしていきたいと思えます。それでこの貸付条件が明らかになれば、1月の補正はなしという判断でしょうか。それとも並行してやっていってくださいということでしょうかという部分を確認したいんですが、1月までに結論が出せたらご報告申し上げたいと思えますが、その部分は相手がおりますので、多分1回でやり取りで済まずに、数回、足を運んで理解をいただくという部分も必要になると思えますが、その辺はいかがですか。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） それくらいは結論出してもらわないと我々も判断材料なしで賛成するとか反対するとなるので、せめてそれくらいはきちんとしたものは示してもらわないと困りますし、あとすごく怖い話なんだけれども、6億とかの事業費から見たら細かい話なんだけれども、休業補償も向こうの過失によって今回延びたということもあるんだわ。譲渡の税金の問題だって一番大事なところを税理士がそこは想定しておかないとならなかつたと思う。事業者のほうも絶対。それは町のほうの過失ばかりではないと思う。だから100%払わない。俺はできればせめて休業補償くらいは前回の算出した分くらいで我慢してくれと言いたいけれども。俺はね。

○委員（三澤公雄君） そうだね。同じ。

○委員（大久保健一君） それで覚書は絶対。私の意見はだよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 貸付条件に関しては、早急にですね、年内でもし折り合いが付けれるなら折り合いをつけていきたいと思っています。それと覚書、それについても折り合いがついた段階、交渉できた段階で覚書を取り交わす。

○委員（大久保健一君） 最後に譲渡ね、それも検討するではなくて。

○商工観光労政課長（井口貴光君） あとそれと休業補償に関しては、確かに相手方の理由というのがあるんですが、その理由の度合いは相当僕は弱いと思っています。というのは当初から譲渡する、平成17年から譲渡するということで進んできてませんので、今回の交渉の中で、正直お願いをして、これであれば受けられそうかな受けられますというのを何回もやり取りしながら進んできた施設なので、その部分については過失具合というか、どちらかと言ったら限りなく少ないとっていいのかなと。

あと日数は延びるとい部分と、単価の見直しについては、行政の予算の措置の方法として最新の見積もり、あるいは状況でもって予算の積算をするという、そういった事務のルールがありますので、先ほども説明したとおり、3年4年の基準年を4年5年でもって改めさせていただきますと考えています。

あとそれともう一つ、仮に無償は、貸付料無料で相手方が了解したといった場合は、自治法上で貸付料を無料にするという議決が必要になってきますので、その部分はセットであるということでお含みおき願いたいと思えます。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。なければこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

#### 【商工観光労政課職員退室】

#### ◎ その他

○委員長（安藤辰行君） それでは最後、その他ということで、事務局。

○事務局次長（成田真介君） 先ほどの、すまいるの件で意見交換をするにあたって、先に視察をするというような話でございましたが、今現在、文厚のほうで厚沢部町のほうにあたってはるんですが、向こうのほうも視察の対応が忙しいとということで、なかなか日程がまだ取れていない、返事待ちの状態であります。それで先ほど地域振興課長とも話をしたんですが、もし1月中に視察の予定が取れなければ、先に意見交換をやったらどうかという話もございましたので、視察の予定の状況ではありますけども、そういうことで捉えていただきたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○委員長（安藤田君） その方向でお願いします。あと何か。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） その他でちょっと総務の皆さんにお聞きしておきたいんですが、前に令和6年度の新規事業についてということで報告は一度受けてると思いますが、落部漁協の建替えの補助についてということで、報告は一度だったかな、受けたと思いますが、これこのままでいったら、委員会から何も申さなかったら、令和6年度の当初予算に出てくるものだと聞いています。漁協に対して、そういう業界団体の事務所について補助した例は町では過去はないと思うんです。それで一回の報告で多分皆さんあの場面で、これだけ終わらないんじゃないかって皆さん思ってた、俺は思ってたんです。まだ議論の余地があるんじゃないかって。だけど多分これ当初予算の予算書に載ってくると思うので、これどう思いますか、私はもっと議論を尽くして決めるべきなんじゃないかって思ってるんですが、皆さんどう考えてるんですか。当初予算の予算書にどんって載ってきたら反対したら影響も大きいし、否決するというのもなかなか大変な労力になると思いますが、皆さんどう考えてるのかなって。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） 委員会でもいくつか議論してたけど、いろいろ町が補助出すうえでの条件めいたものを付けたら、向こうも地域としての漁協組合員以外でも使うような理由付けをいろいろしてきたよね。大久保さんが心配しているのは、それがどうやって検証されるんだってことの深追いができてないことなのかなと思うんだよね。確かにその部分は残してるけれども、僕らはそれのいくつかの条件を了承したうえで認めたというかたちになっているので、当初予算に出てくるなら、その確認を本会議場でやるのかなって思ってる。

単純な、今言った産業組合の補助ではなくて、地域コミュニティの役割を果たすということについて補助が出たと。これが八雲町漁協だとか農協のいろんな施設が同じようなことを真似してくるといことは、彼らが同じような条件を飲めるのかということを確認はしないと思いますが、単純な組合の運営、補助、建物に対して補助を出したって理解はみんなしてないと思うんだよね。だから大久保さんの心配事をもっと具体的に言ったほうが、僕はその程度の心配。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 私の心配事としては、たとえばそういうパブリックに提供する部分だとか、事務所だとかの補助についてはやむを得ないかなって部分、この間の説明もあったし、いろいろ納得いかない部分はあるよ。たとえばあんな海の近くに避難所を造ってどうなのとか、あとそれによってなくしようと思っているのが、最も遠い川向の会館だとか、それで川向の人達がそこに避難してくる間に川を渡らないとならないとか、とんでもなくおかしいことがいっぱいあるんだけど、にしてもたとえば営利事業を行っている信用部分の面積、金融機関の面積も補助対象になってるし、そういう部分おかしいなと思ってる。もっと言うなら落部のそういう公共施設を、いろんなものを公共に提供していきたいと、そういう場にしたいと、みんなの集まる場所にしたいというなら、もっと近いレクセンは今後どうするんだとか、そういったことまではっきりと議論したうえで、公共に資するものとして補助するんだったら納得はいくんだけれども、そこまで今のところ川向会館はなくしたい。それでその住民の同意が取れたって聞いたんだっけ。だからそれだけだったら川向の会館1戸であれば、ちょっと公共っていえるのかなって気もするし、それと法的だとかセキュリティ面で、そういう金融機関が入るところに、24時間入るかもしれない避難所としていいものなのかどうなのかだとか、すごく疑問に思うことがまだあるのね。だからみんなもそういう部分があるなら、まだ予算委員会までに時間があるので、きちんともう一回議論したほうがいいと思います。

○委員（三澤公雄君） 一人の委員だけでも、今こうやって言われたら、なるほどと思う人もいると思うし、疑問のある議員もいるからま、だ時間もあるし、1月以降の委員会で水産課のほうに求めて。

○議長（千葉 隆君） 今のそれちょっと説明してくれって話したほうが、川向会館を廃止して緊急避難所として活用する部分に妥当なのか、それと金融機関の部分についてのセキュリティも含めたところに補助するのは妥当なのか。

○委員（大久保健一君） 金融機関は収益部門に対して補助するのか妥当なのと、あと金融機関って多量の現金を保有している金庫を持っている建物じゃないですか。そこに避難所としたら24時間いることになる、人が。だからそういうことって良いのか悪いのか。あとなくする公共機関が川向会館だけなのか、それともレクセンや支所だとか。

○議長（千葉 隆君） 川向だけ。

○委員（大久保健一君） だからそういうところをもうちょっと含められないのか。

○議長（千葉 隆君） 休んでたときか、川向だけって言ってたよ。

○委員（大久保建一君） だけど川向だけだったら補助額があまりにも大きすぎないかなと。だからどうしても補助することを決めてしまってから、後から付けた言い訳にしか聞こえないから。だったらその言い訳をきちんと論理立てるようになって、俺の思い。

○委員長（安藤辰行君） 次の委員会で説明してもらって、みんなで意見交換するということでもよろしいですか。そのほうがいいでしょ。そういう人がいるんだから。俺はいいと思う。

その他、事務局。

○議会事務局次長（成田真介君） 来月予定では1月11日木曜日の午前10時を予定しています。

○委員長（安藤辰行君） そしたら来月の11日に。

○議会事務局次長（成田真介君） 水産課のほうに伝えて求めるということで。

○委員長（安藤辰行君） 以上で終わりたいと思います。ご苦労様でした。

[閉会 午後 5時02分]